

令和7年第1回御宿町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和7年3月5日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 御宿町副町長の選任について
- 日程第 6 議案第 2 号 御宿町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 7 議案第 3 号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 4 号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 5 号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 6 号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第 7 号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第 8 号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第 9 号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第10号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第11号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第12号 御宿町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第14号 布施学校組合の解散に伴う財産処分に係る協議について
- 日程第19 議案第15号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	藤井利一君	２番	岩瀬環樹君
３番	塩入健次君	４番	滝口一浩君
５番	土井茂夫君	６番	北村昭彦君
７番	伊藤城祐君	８番	石井芳清君
９番	椎木藤弘君	１０番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	原宏君	教育長	前森勤君
総務課長	田邊義博君	企画財政課長	埋田禎久君
産業観光課長	石井学君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	殿岡豊君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	長谷真子君
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和7年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

今定例会においても、インターネットにおいて議会中継を放送いたします。インターネット中継に際して、個人情報の取扱いにご配慮いただければと思います。

また、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時30分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。6番、北村昭彦君、7番、伊藤城祐君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から8日間とし、本日は諸般の報告の後、5名の一般質問を行い、議案第1号から第16号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

明日6日は議案第17号から第34号までを順次上程の上、質疑、採決を行った後、議案第35号

の議案説明まで行い、散会いたします。

7日から11日まで休会とし、12日に議案第35号の質疑、採決を行い、発議第1号から発議第3号の質疑、採決を行い、請願第1号、請願第2号の質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの8日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(滝口一浩君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、原町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原町長。

(町長 原 宏君 登壇)

○町長(原 宏君) 本日ここに、令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、人事案件13件、財産処分に関わる協議1件、字の区域変更1件、指定管理者の指定1件、条例案11件、補正予算案4件、各会計の新年度当初予算4件の計35件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 御宿町副町長の選任についてですが、御宿町副町長に田邊義博氏を選任したく、議会の同意を求めるものです。

議案第2号 御宿町教育委員会教育長の任命についてですが、令和7年3月31日をもって、御宿町教育委員会教育長、前森勤氏が辞職するため、前森氏に代わり、新たに海老根秀昭氏を教育長に任命したく、議会の同意を求めるものです。

議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命についてですが、令和7年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、吉野康彦氏を引き続き教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものです。

議案第4号 御宿町教育委員会委員の任命についてですが、令和7年3月31日をもって、御宿町教育委員会委員、浅野智子氏が辞職するため、浅野氏に代わり、新たに末吉富久子を教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものです。

議案第5号 御宿町農業委員会委員の任命についてですが、本議案につきましては、伊藤城祐氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第6号から議案第12号までの御宿町農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、御宿町農業委員会委員の任命をしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第6号は、嶋田武志氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号は、中島克巳氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第8号は、本多正樹氏を農業委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第9号は、渡邊信之氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第10号は、吉野伸好氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号は、岡本光代を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、山崎桃子氏を農業委員に任命いたしたく、議員の同意を求めるものでございます。

議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、令和7年3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員、岩瀬義博氏に代わり、新たに岩瀬由紀夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第14号 布施学校組合の解散に伴う財産処分に係る協議についてですが、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することから、地方自治法第289条の規定により、布施学校組合の財産処分をいすみ市との協議により定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第15号 字の区域の変更についてですが、県営中山間地域総合整備事業御宿地区の竣工に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会

の議決を求めるものです。

議案第16号 指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第3項の規定により、御宿町観光案内所の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正が、令和7年4月1日に施行されることに伴い、条例で引用する同法律の条項を改正するものです。

議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、禁錮及び懲役を引用している関係条例について、拘禁刑に改正するものです。

議案第19号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、地方税共通納税システムを利用した電子納付の拡大やコンビニ収納サービスの利便性の向上、公金収納事務の効率化の観点から、町税等に関わる督促手数料の徴収を廃止するため、関係条例を整備するものです。

議案第20号 御宿町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてですが、令和7年4月1日より、夷隅地域水道事業が統合、広域化されることに伴い、御宿町水道事業が廃止されることから、職員の定数を変更するものです。

議案第21号 御宿町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員法の一部を改正する法律の附則を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する同法律の条項を変更するものです。

議案第22号 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及び第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案につきましては、2月臨時会にてご議決いただきました一般職の職員の給与等に関する条例にて新たに追加となりました地域手当の支給につきまして、影響する条例を改正するものです。

議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもの及び職員の年次有給休暇を暦年管理から、採用、退職及び人事異動の周期である年度管理に変

更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第24号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年7月1日に施行されることに伴い、条例で引用する同法律の条項を改正するものです。

議案第25号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、御宿町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、公益信託制度の見直しによる個人住民税について所要の改正をするものです。

議案第26号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、児童福祉法に基づき、市町村が条例で定めることとされている家庭的保育事業等の運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、栄養士法の改正により、これまで管理栄養士は必ず栄養士免許を有しておりましたが、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士免許の取得が不要となりました。このことにより、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となったことから、本条例中、食事の提供の特例として、栄養士の配置を定めている部分につき、栄養士または管理栄養士と改めるものです。

議案第27号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、昨年12月2日から被保険者証の発行を終了したことに伴い、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、被保険者証を資格確認書等に改めるものです。

議案第28号 令和6年度御宿町水道事業会計補正予算（案）（第2号）についてですが、今回提案いたします補正予算案第2条、収益的収入及び支出は、令和6年度御宿町水道事業会計当初予算案第3条、収益的収入を3,400万円減額し、収益的支出を3,000万円増額するものです。

収益的収入の内容といたしましては、一般会計からの補助金及び県補助金の減額です。また、収益的支出は一般会計へ繰り出すことによる増額です。

議案第29号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第2号）についてですが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ999万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ10億1,037万3,000円とするものです。

主な補正の理由は、国民健康保険税の減額、保険基盤安定繰入金の確定による増額、保険給付費の減額及び国への返還金の計上です。

なお、本補正予算につきましては、去る２月４日に、国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第30号 令和６年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）（第４号）についてですが、歳入歳出ともに101万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,026万3,000円とするものです。

内容は、介護保険料最低基準額の改正に伴うシステム改修費用の追加です。

補正財源につきましては、国からの補助金と一般会計からの事業費繰入金を充てております。

議案第31号 令和６年度御宿町一般会計補正予算（案）（第７号）についてですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに１億1,430万4,000円を追加し、補正後の予算総額を42億7,746万3,000円とするものです。

本補正予算の内容は、庁舎設備等の緊急修繕、障害者自立支援給付事業における扶助費の追加、令和６年度当初予算において減額、廃止とした修学旅行費助成及び小中学校入学準備費用補助金を令和５年度水準で支給とするほか、事業の完了や進捗に伴う不用額の減額などを行っております。

また、後年度の財政需要に備えた基金の積立てを行い、追加交付のあった普通交付税等で収支の調整を図るものです。このほか、年度内完了が見込まれない事業について繰越明許費を、また、地方債については、追加及び事業完了等に伴う変更を定めるものでございます。

議案第32号 令和７年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）についてですが、予算の大半を占める保険給付費と国民健康保険事業納付金について、前年度実績や県の算定結果を基に算出し編成いたしました。予算総額９億7,841万8,000円、対前年度比では3.6%減。主な要因は、保険給付費等の減額の影響によるものでございます。引き続き収納率向上対策、医療費の適正化及び保健事業等を推進し、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る２月４日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第33号 令和７年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてですが、千葉県後期高齢者医療広域連合から示された後期高齢者医療保険料と保険基盤安定拠出金を基に編成し、予算規模といたしましては、前年度と比較しますと3.7%増の２億919万5,000円といたしました。

議案第34号 令和7年度御宿町介護保険特別会計予算（案）についてですが、当初予算の規模といたしましては、9億7,532万4,000円を計上し、前年度と比べ2.1%減となりました。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の2年度目となり、計画における人口、給付の推移や令和6年度のサービス利用の実績を考慮し、保険給付費を見込みました。また、介護予防・日常生活支援総合事業や、任意事業・包括的事業費等の地域支援事業費を計上し、包括支援センターを核とした包括的な支援体制のさらなる充実に努めることとしました。

議案第35号 令和7年度御宿町一般会計予算（案）についてですが、令和7年度一般会計予算は歳入歳出ともに44億1,700万円とし、令和6年度と比較し、7億5,428万5,000円、20.6%の増となりました。増額となりました主な要因は、物価高騰、人件費上昇等に伴う経常経費の増大、令和7年度末までの自治体情報化システムの標準化移行に要する費用、各施設の照明LED化改修事業の増加によるものでございます。

予算の内容については、生活基盤の整備、老朽化した公共施設への対応、社会福祉の充実、DXの推進、産業、教育の振興など、あらゆる行政目的において、住民満足度の向上に資する施策経費を計上しております。

予算の編成にあたっては、国・県の動向を注視しながら、第5次総合計画等の整合性を図るとともに、変化の大きい時代において新たな課題へ対応するため、事業費の精査を重ね、限られた財源の下、将来的財政負担を考慮しつつ、住民生活の影響度や緊急性から、真に必要な事業について予算を配分しました。

ただいま申し上げた議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞご審議いただきご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、諸般の報告ですが、私の公務の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりです。

諸般の報告でございますが、令和7年1月16日に、房総地域東京湾口道路建設事業促進に関する要望を関係市町村の首長と千葉県に対して提出し、東京湾口道路の早期建設に関わる要望活動を行ってまいりました。

1月29日から31日にかけて、50回目となる海と山の子交流会が野沢温泉村で行われ、私も行ってまいりました。野沢温泉村の雪質は非常によく、大勢の観光客でにぎわう中、野沢温泉村の中学生をはじめ、多くの村民の方の歓迎を受けました。インバウンドの効果もあって、観光客に外国の方も多く見受けられ、非常に観光的なにぎわいを感じました。また、両町村の中学生ともいろいろお話しし、子どもたちの考えをいろいろ聞いてまいりました。

2月6日に、町観光協会長と共に、まちかどつるし雛めぐりの宣伝広報のため、NHK千葉放送局、千葉テレビ、千葉日報を訪問し、つるし雛をはじめ御宿の魅力について伝えてまいりました。

3月1日に今年度で閉校する布施学校組合立布施小学校の閉校イベントが行われ、参加してまいりました。布施っ子スライドショーや卒業生をはじめ、多くの地元地域の方々が参加し、昭和30年から続く布施学校組合立布施小学校の閉校に感慨を感じ、最後は、子どもたちの向かう明るい未来を願い、バルーンリリースが行われました。

2月22日から3月3日まで、おんじゅくまちかどつるし雛めぐりが開催され、多くの皆様にご来場いただきました。今年はコロナ前のときに比べると来客数はまばらになっているように思いましたが、来年度は20回目となり、多くの方々に来町していただけるものと期待することでございます。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 岩 瀬 環 樹 君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬環樹。議長のお許しがいただけましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、2月26日に岩手県大船渡市で発生した火災により被害を受けられた皆様、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈りしております。

それでは、質問の１、令和６年度第１回定例会一般質問における答弁後の進捗状況について。

１、昨年３月定例会で私が行った一般質問、須賀多目的広場の活用についての中で提案させていただいたフィールドアスレチック用具の撤去、広場内の禁煙化について実施していただき、住民の皆様から須賀多目的広場が以前と比べ利用しやすくなったと喜ばれています。

そのときに、須賀多目的広場で、夏季に営業する公営有料臨時駐車場の駐車料金町民無料化を提案し、産業観光課長から、研究させていただきたいと思いますとの答弁をいただきましたが、この提案のメリット、ベネフィット、また、デメリットとロスを担当課はどのように研究、分析したのか伺います。

すみません、ちょっとこれだけだと分からない方もいるかもしれないので、簡単に前回の質問を要約したものを先にお伝えします。

多目的広場は未舗装であり、管理棟にトイレがあるものの照明がないために、日中以外の使用は厳しいものがあります。その上、シャワー設備がありません。それでも、普通自動車の駐車料金設定は全ての海岸駐車場と同じく１日１,０００円になります。しかし、町民が町営プールや中央海岸に行く場合の利便性は高いです。須賀多目的広場臨時駐車場の町民無料化をすることで、町営プールの利用が増加することも考えられ、駐車場が有料のために、今までは行く機会を逃していたビーチサッカー大会、アームレスリング大会、ビーチバレームーンカップ等、町民のイベント参加増加も見込まれます。

それでは、担当課にお伺いします。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 昨年の第１回定例会において、駐車場料金の見直しについてご提案をいただいた後、課内、それと関係機関、いわゆる現在料金徴収委託をしている一般社団法人御宿町観光協会と検討いたしました。ご提案いただきました内容につきましては、いずれも町民への利便性向上や還元といった点で非常に重要な要素であると考えられます。

一方で、町民への無料開放等を実施しました場合には、来訪される方々の駐車スペースが減少し、特に繁忙期等においてはその確保が一層難しくなることが懸念されます。また、駐車場の料金収入は観光行政や環境行政を展開する上での貴重な財源でございまして、町民はじめ来訪者の方々に一定のサービス提供を維持する上では、利用される方に一定のご負担をいただく従来の方法を継続することが必要との結論に至りました。

ご提案いただきました町民への還元については、非常に重要な視点であると捉えてございまして、利用される方の利便性の向上、それと運用形態等については、引き続き有効的な活用

方法について検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○2番（岩瀬環樹君） 承知しました。

それでは、昨年の須賀多目的広場夏季有料臨時駐車場利用状況をお伝えします。稼働日数が44日間、普通自動車の合計台数が約2,300台。200台で満車となる収容台数を超えた日数は、お盆期間の2日間だけだと伺っています。一般客の料金は据置き、町民利用だけを無料化するのであれば、収益はほぼ変わらずに、町営プールを含めた中央海岸付近の活性化が可能になる提案だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 岩瀬議員さんから利用状況についてということでお話がございました。確かに、満車になったところというのが開設期間の中では僅かしかなかったというところがございます。

ただ、先ほども答弁いたしましたように利用形態等について考えながら、町民の無料のスペースが確保できるかどうかといった点で、今後、運用形態等を考えていきたいというふうに考えております。

以上となります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

それでは、町営駐車場を町民無料化としている近隣の先進地である一宮町に伺い、その経緯と現状を調査いたしました。

一宮海岸町営駐車場では、平成25年から町民無料化が始まり、以前は4月末から9月末までの毎日を普通自動車500円の駐車料金でしたが、現在は需要に対応し、営業期間が4月末から1月中旬まで拡大していて、町民以外の駐車料金は、普通車1,000円に値上げしています。

町営駐車場の町民無料化については、サーファーの移住定住を促進する施策であり、そのような取組の末に、一宮町は近隣で唯一、人口を維持しています。推計では、2020年の1万1,800人が30年後の2050年に1万1,200人で、僅か600人減で収まると予想されています。その理由は、サーフィンがもたらす移住者の増加で、現在、年間70万人の人が町を訪れ、かつては松林しかなかった海岸線に新市街地が形成され、そこに3,000人から4,000人が暮らしています。サーファーたちが町に来ることによる経済効果については、2016年度に一宮サーフォノミクス調査を行い、年間32億円と試算しています。

町によると、2015年度、町内の宿泊施設数は18件、民泊数はゼロ件、飲食店数は40件でした

が、2022年度の宿泊施設数は78件、民泊数は46件、飲食店数85件に激増しております。これは、駐車場を無料化したから急にこうなったわけではなく、恐らくいろんなことをしていた中のたった一つだとは思いますが、そういうふうにやっていくことで御宿町は、移住者にも優しい、それから、海岸をもっと利用してもらうように、町民が利用できるようなっているんだなということが伝わっていくと思いますので、最初は全面的でなくても、実証実験という形で数台分でもいいので、場所を確保していただいて進めていただけたら、うれしいです。

ここまでのやり取りを聞いて、町長はどんなふうに思われますか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 確かにいろいろな取組は必要だと思います。ただ、今の御宿町の現状では、まだそこまで至らないという状況です。これから、私になったばかりですが、いろいろなことをやっていきたいと考えております。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

では、引き続きよろしくお願いします。

2、海岸付近の町営駐車場の町民割引についてでは、産業観光課長から、町民の多数回利用における割引は考え方としては分かりますので、継続して調査を行い、問題点等を整理したいと考えます。町長からも、研究、検討を進めてまいりたいと答弁をいただきました。

この海岸付近の町営駐車場における町民年間パスポート発行の提案についても、メリット、ベネフィット、また、デメリット、ロスを担当課はどのように研究、検討、分析しているかをお答えください。

また、今後、網代湾の中心に位置する町営中央海岸駐車場を機械化する考えはあるか、伺います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 町民割引の割引料金先払い方式の年間パスポート発行のご提案でございますが、先ほどと同様、町民への還元については重要な視点であると認識しております。中央駐車場や浜の駐車場について年間を通じて利用でき、徴収業務においても負担軽減が図られ、また、催告することなく、着実に収入が得られるものと考えております。

その一方で、繰り返しになりますが繁忙期において来訪される方々の駐車スペースの確保が、より難しくなることの懸念と、それに伴う財源収入の減少のほか、民間において駐車場を運営されている方々を圧迫する可能性もあることなどから、関係機関と意見調整の結果、従来の方法を続けることとなりました。

町民の利便性の向上が必要であると、それぞれ意見調整の中では認識してございますので、ほかとのバランスと町営駐車場全体を含めて、事例研究とよりよい方策を引き続き検討してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、中央駐車場の機械化の件でございますけれども、岩瀬議員さんからいただきましたご提案は、駅前駐車場のように入車時間に応じた料金設定であれば利用しやすいだけでなく、無断駐車の実除や徴収に係る人件費などの経費の削減が期待されるところでございます。

しかしながら、中央駐車場の海側に隣接するところに1軒お宅がありまして、その進入路を確保する必要があり、そうした事案を含めた駐車場の場所、駐車場の区画を考える必要がございます。

最近では、ゲートやフラップのないスマートパークの運営形態もございまして、カメラによってデジタル管理をするもので、ほかと比べますと設置費用が抑えられますが、雨水排水の機能を考慮した路面などの基盤整備のほか、機械化に必要な設備の塩害対策、海岸から吹き上げられる砂や塩とかによって、カメラの視界が遮られないかの問題もございまして、整備費用の財源とともに、駐車場全体の管理、近隣の諸事情などを踏まえまして、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

町営中央駐車場を機械化することで、おっしゃったとおり徴収員さんの確保することなく、24時間365日の営業が可能になり、短時間の駐車の実需にも対応できると思います。それを機械化した上で、浜駐車場と岩和田駐車場に限定して町民年間パスポートを販売することになると、年間パスポートの低料金化も可能となる提案でございます。近隣の勝浦市では、令和7年4月から指定管理業者による市営駐車場2か所の機械化が始まります。現在、もう既に機械化されている駅前駐車場について説明を求めます。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えいたします。

まず、駅前駐車場の整備した経緯でございますが、この駐車場は、以前は月決め駐車場でしたが、JRの利用者増のため、また、臨時的に利用したいという声が多く聞かれたため、月決め利用者、これは町が貸していたということですが、農協協公民館前の町営駐車場に移ってもらい、駅から遠い方が電車を利用する際の利便性を高めるという観点で整備をいたしました。整備費につきましては、ゲート式機器の設置費として、平成29年度ですが、777万6,000円を支

出しております。

現状につきましては、平成29年度より指定管理制度により観光協会が管理していますが、協会がゲートの管理会社と警備契約をし、管理会社がトラブルに対応しておりますけれども、機器について塩害や水漏れなどによる劣化やエラーの問題、それに伴う対応がまれにある程度で、今のところ大きな問題は起きていないということでございます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

町長の年頭のご挨拶の中で、重点事項として8項目あるうちの7番目に、海岸フロント部のインフラ整備というのが入っております。その海岸フロント部の本当に中心となる場所であります。それをやはり町が積極的に投資をして、それに見合うリターンが得られると思います。

現在、駐車場に止めると領収書をもらえまして、その領収書の裏面に、駐車料金は海水浴場の管理やきれいな砂浜を守るために使われていますというふうになっておりまして、もちろん発行は観光協会、駐車場の整備には使われていないということなので、やはりこれは町が率先してやるものなんじゃないかなと思っています。

中央海岸の駐車場、そのインフラ整備について、町長はどのようにお考えですか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 中央海岸につきましては先ほどあったように、1軒、民家の出入りに使っているということで、ゲート式にするのはちょっと問題があるんじゃないかなろうかということで、今回、ちょっと止めております。

または、無人については、やはり海岸に近いということで、塩害等のそれに見合う機械がどれくらいのものか、これがまだ今はこの間、やろうというところまでは話決まりましたが、まだ費用のはつかめておりません。また、中央の駐車場みたいに出入口1か所ならいいんですけども、浜や岩和田になると横に長いところですので、多分、カメラが何台ぐらい必要になるのか、どういうことをしなくちゃいけないのかという話が出まして、今、そういったことを含めて検討を進めているところでございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございました。

では、海岸フロント部分のインフラ整備について進めていただく際には、御宿町に来られる方の、今はほとんどが車、自家用車で来られると思います。公共交通を利用される方より多いと思います。それですので、駐車場の整備も併せてよろしくをお願いします。

付け加えますと、例えばバリアフリーであるトイレの近くに、障害者の方が運転してこられる車が止められるとか、少しずつ増えているかと思われる電気自動車の充電の設備などを追加していただけたらとも思います。

町営プールの電気料金は、使っていない間も、かなり高額な基本料金を払っていると思いますので、あの辺りに電源を持ってきて電気自動車の充電なんていうことも考えていただけたらと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

官民連携で進める一時預かり保育制度を利用した保育園留学について。

保育園留学とは、どうすれば子育ても仕事も諦めず、どちらも全力でできるだろうかという子育て家族の気持ちと、人口減少が進む地域が持続可能であるためにはどうすればいいかという地域の声が出合って生まれた、地域と人生をつなぐ新しい町づくり事業です。

具体的には、家族で暮らせる必需品がそろった宿泊施設に一、二週間ほど滞在し、地域の保育園に通園することで、子ども主体の暮らしを体験しながら、都心部にはない自然を感じ、散歩で海に行くことができる園や、田園の中にたたずむ園で走り回り、思い切り遊びながら子どもたちは豊かな感性を育めます。リモートワークと日常生活が充分に送れる環境の宿泊施設や、コワーキングスペースと連携することで、親御さん自身も環境を変え、伸び伸びとワーケーションのように仕事ができるでしょう。

「世界一素敵な過疎のまち」を掲げる北海道厚沢部町の認定こども園では、2021年11月に民間企業と連携し、保育園留学を始めましたが、リピート希望率は95%を超え、年間で150家族の母子申込みがあり、キャンセル待ちは100世帯もありました。厚沢部町としては、6世帯の子育て家族が移住したのと同じ影響力を持つというほどの大きな反響があり、今では、その民間企業は全国40の自治体と公式連携しています。

そこで質問です。

1、おんじゅく認定こども園においては、定員数140名に対して、現在の入所者数69名ですが、保育士の配置、通園バスの乗車率等の提供体制の現状についてお聞きます。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） それではまず、保育士の配置状況等でございますが、2月現在の状況で、まず、0歳児から5歳児までの保育室では、保育士13名及び保育士とみなすことができる看護師1名の計14名を配置しております。このほか、園長、副園長並びに一時保育や給食室に職員及び保育士を配置している状況でございます。

また、通園バスの乗車率につきましては、現在、登録者が布施方面で1人、町内の方面で9世帯11人、園児全体から見た割合は14.6%という状況です。実際の乗車状況で見ますと、1日当たりの平均乗車数は、まず、朝便でおおむね3人、帰り便でおおむね2人といった状況で、利用の率といたしましては全体の約3%というような状況でございます。

まず、1つ目の利用の提供状況等につきましては、以上になります。

○2番（岩瀬環樹君） 承知しました。

それでは、ある程度と現在、余裕があるというふうに理解しました。

では、2つ目の質問です。本事業の宿泊施設として併用できないかと考えていた移住交流促進事業、お試し移住事業デッコハウスが残念ながら令和4年度をもって撤退していることを知りました。令和5年6月の定例会では、今後は民間施設、宿泊施設を活用して継続していきたいと答弁にありますが、現在の状況をお示してください。

また、保育園留学にこの民間施設、宿泊施設は活用できるものかを伺います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 答えいたします。

民間施設、宿泊施設の活用についてでございますが、町では、指定する民間施設において、御宿町への移住を目的に活動するために、連続して2日以上滞在する方に対し、宿泊費の一部を補助するお試し暮らし滞在費補助制度を設けておりますが、今現在、該当する施設はありません。ご協力いただける施設を探しておりますが、条件に合う民間施設が見つからない状況です。

次に保育園留学にお試し居住施設は活用できるのかというご質問ですが、御宿町への移住を目的に、御宿町での暮らしを体験する活動を行うために滞在する内容であることから、今現在、該当する施設はありませんが、施設が見つければ、お試し暮らし滞在費補助金事業の対象になるものと考えます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） 分かりました。

では、現在、移住定住の試しというのがほとんどできない状況であるということですね。そのデッコハウスが終わった令和4年度以前の状況はどのようなだったかお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） すみません、お時間いただきまして。

デッコハウスの場合は、不動産会社が所有するマンションの一室をお借りして、お試し居住

事業を行っていたんですが、やはり、いつ使うか分からないということで、不動産会社さんのほうも、ちょっとずっとお貸しすることができないということで、それはなくなったという経緯がございます。

○2番（岩瀬環樹君） それは承知しているんですが、利用者数というか、年間にどのくらい来られていたか。確か全然来てなかったわけじゃないですよ。来た方はかなりの確率で、確か移住されていたというような答弁を聞いたような記憶あるんですが。

というのは、やっぱりこれがなくてお試しに来られないのか、来ないから施設がつかれないのかということもちょっと問題だなと。御宿町にきっと興味がある方が調べて、泊まれるところがないとかということになるのは、何だか町とにとってマイナスなんじゃないかと、移住定住を進めている割には、何だかもったいないなというふうには思います。

事業がもし進んでいくことになれば、その先にはいろんなオプションなんかが、この民間企業でありまして、サマースクールなんかの小学生留学、あとは地域の保育を体験できる大人保育園留学、これは恐らく保育士になりたい人とか、保育士のほうで前は働いていたけれども、その後ブランクがある人が今の保育について体験したいという大人が来るものですね。保育士の手伝いというか、体験するために来るものだと思います。

それから、ふるさと納税を使った留学先納税などがありますが、そうした長期的な関係人口が創出された先には、やはり、受入れ住宅の拡充に現在の空き家を使っていくなんていうこともあるのかなというふうに考えています。

では、現在の状況が分かりましたので、次の質問をさせていただきます。

子どもには、都市部にはない大自然の中で刺激的な環境に触れ、心身ともに健やかに育つ。親御さんにはテレワークで仕事をしながら、子どもに伸び伸びとした環境を提供し、豊かな子育ての選択ができる。地域には保育園、宿など、既存資産を生かし、子育て家族との超長期的な関係がつかれる。このように、三方よしの事業だと思います。

仮に、当町が民間企業と連携して、本事業を始めたならば、家族ぐるみの長期的な関係人口の創出、地域経済への貢献をもたらすと考えます。そして、当町の持つ強みを生かせば十分に勝算があると思われる本事業を、おんじゅく認定こども園で行う場合、現時点で担当課はどのようなプラスとマイナスを想定しますか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） ご質問にあります北海道厚沢部町の保育園留学につきましては、家族で宿泊施設に滞在し、地域の保育園等に通園しながら、自然に触れ、食育体験や暮ら

し体験をするという事業であり、ホームページ等で資料を拝見しながら、非常に夢の膨らむ事業であると感じたところでございます。

おんじゅく認定こども園で実施した場合に想定されるリスクとベネフィットというご質問でございますが、まず、効果面で申し上げますと、御宿町の海岸や里山などの自然の中で過ごし、地元で取れた海産物や農産物を味わうことで、町のよさをじかに感じていただくよい機会になることや、利用されるご家族にとっても多様な選択肢を検討する機会の提供、さらにはリフレッシュにもつながるものと考えられます。

また、おんじゅく認定こども園では、現在も砂浜に出向いて保育を実施したり、史跡巡りの行事を行ったりしておりますので、子どもたちのよい思い出になることも考えられるほか、町民の方々も他の地域の方と接する中で、様々な交流が生まれてくるものと期待されます。

一方、リスク面で申し上げますと、万全な受入れ体制を安定的に維持するための保育士の確保などが挙げられます。最近では、保育士を含めまして専門職の確保が非常に厳しい環境であり、在園児の保育環境に影響を及ぼすことのないよう、職員の安定した勤務体制の構築が重要となります。

また、事業実施に関わる経費が一定程度見込まれることから、ニーズ把握をしっかりと行うとともに、先ほど来ご質問、また、ご答弁させていただいております滞在施設など民間事業所等との協力の可否等の環境の構築を含めて、整った段階において進めていくことが必要と考えます。

いずれにいたしましても先進的な事例であり、大きな効果を創出している自治体もあることから、いろいろな可能性がある事業であると考えております。

以上になります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

それでは、この事業をもしやるとした場合、財源なんですが、現在、地方創生推進交付金についての活用が、その効果があまり検証されていないように感じておりますが、そういったものを財源に回せる可能性はありますか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埤田禎久君） お答えします。

申し訳ありません、地方創生推進交付金が、この事業に該当させられるものがあるのかどうか、ちょっと今、分からない状況でございます。

○2番（岩瀬環樹君） では、それは分かったら教えていただきたいと思います。

ちょっと、時間押してしまいました。

次、3番目の質問に移ります。

令和7年度一般会計予算の重点事項及び御宿町行政における現在の課題について。

昨年12月の改選により、新町長が誕生し、16年ぶりに体制が変わりました。さらには今年度末で3名の課長が定年を迎えることとなります。このような変革期であることを踏まえ、各課長より、各課においての最重要課題を1つ挙げてください。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） まず、令和7年度一般会計予算の重点事項ですけれども、令和7年度の一般会計予算の重点事項、これにつきましては、3年目を迎える第5次御宿町総合計画の実現に向けて、町民ニーズ、財政状況等を勘案し、事業を推進していきたいと考えております。

具体的に、私の重点事項を申し上げますと、1つ目、修学旅行費補助金、これは御宿町独自の補助金であり、令和7年度は、令和5年度以前の額に戻すこととします。

2つ目、小中学校入学準備費用補助金です。これも、御宿町独自の補助金であり、令和7年度は補助金を復活させることとします。

3つ目、学校給食補助金です。令和7年度は小中学生の給食費を2分の1補助することとします。また、御宿小学校の体力度調査費については、現在、調査中でありますので、当初予算には計上しておりませんが、調査方法が決まり次第、補正予算を計上させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 各課においての最重要課題、1つということでございますが、まず、総務課でございます。

課題だらけで何か1つに絞るのは大変難しいところでございますが、竣工から32年を経過しております役場庁舎の維持管理でございます。新年度は、LED照明への付け替え予算をお願いしておりますが、それ以外にも、経年劣化により手を加えなければならないところが少なくない状態です。外回りの不備も議員さんからご指摘を受けますが、危険箇所の解消を最優先に対応しているところでございます。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埴田禎久君） 企画財政課の最重要課題は、基幹系情報システムの標準化対応に係るランニング経費です。御宿町では、標準化対応に係る経費について、令和6年9月議

会において補正予算を可決いただき、本格的に業務を開始しました。令和7年度においては、11月から政府のクラウドサービスであるガバメントクラウドにて標準化に対応したシステムを稼働させるための業務を行います。稼働後のランニング経費をいかに抑えるかが課題となります。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 続いて、産業観光課における最重要課題ということでございますけれども、各産業における人づくりが重要であると考えております。従事者の高齢化に伴う後継者不足の問題もあり、また、予算を投入してインフラ整備をしても、事業者、働き手がおりませんと成果につながらないものと考えられることから、担い手の意欲を喚起し、それぞれの産業分野で事業が持続できるよう、支援、方策に取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課におきましては、廃棄物処理施設である焼却施設の維持と広域処理について最重要課題だと考えております。焼却施設は稼働開始してから40年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。今後の燃やすごみの安定的な処理等、今後の方針や計画等を決めていく重要な時期であると考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 税務住民課の最重要課題は、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度を遅滞なく実施することです。現在、戸籍の氏名の振り仮名は記載事項とされておりましたが、戸籍法の改正により、氏名の振り仮名が戸籍に記載され、公証されることになります。改正法の施行日である令和7年5月26日以降に、原則、戸籍の筆頭者宛てに戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されますが、通知の振り仮名がご自身の認識と違う場合は届出が必要になりますので、住民への制度周知をはじめ、丁寧な説明を心がけ、事務に遅滞のないよう、準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 教育課でございます。

教育課といたしましては御宿小学校の事業が引き続き最重要課題としております。新年度の

当初予算には予算計上はございませんが、協議を積み重ね、よりよいものと思っております。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡 豊君） 保健福祉課です。

保健福祉課につきましては先ほど来、出ております保育所、認定こども園並びに福祉行政です。様々な保育士、保健師、また主任ケアマネジャー等、専門職の安定的な確保が最重要課題になっております。専門職が確保ができませんと、様々な事業の実施に支障が出ることから、専門職の安定確保について最重要課題として捉えております。

現在、大学教育の中での奨学金制度等において、ほとんどの専門職の履修課程においては、奨学金の活用というような実態がございます。新採用をなかなかダイレクトに獲得することが難しい状況となっておりますので、今後につきましては、インターンシップ制度等の導入も検討を重ねながら、専門職の確保に努めてまいりたいと考えます。

○議長（滝口一浩君） 会計室長。

○会計室長（米本貴志君） 会計室です。

会計室では法令等に遵守しながら、適切に収入支出処理を行います。また、キャッシュレス化の進展など、納入・納付方法が多様化していることを踏まえ、速やかな対応に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、建設水道課の最重要課題はインフラ整備でございます。インフラといいましても道路をはじめ橋梁、トンネル、河川と、町民が安心・安全で利用できるインフラを目指し、維持管理を行っております。ただし町のインフラ整備が全て行われているわけではないことが課題となっております。課題の取組、インフラ整備については、緊急性があるか、どのような施工がいいか、優先順位はどうかなど検討した上で実施していきたいと考えております。

以上、建設水道課の最重要課題です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

しっかりと、ユーチューブで再生して、もう一度、心に留めたいと思います。

課長会議の中では、皆さんが共有されていて、さらには、それについての解決策みたいなものまである程度分かってらっしゃると思いますが、こうして皆で議会も、それから職員の方

たちも、それから一般の方たちも共有して、問題解決に関わっていったらと思います。

ありがとうございます。

それと、議長すみません、2番目の質問で、最後に、町長にも、この保育園留学の導入の可能性について聞いたかったんですけども、ちょっと飛ばしちゃったんですが、どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） いいです、大丈夫です。

○2番（岩瀬環樹君） すみません。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 町長、分かりますか、場所。

原町長。

○町長（原 宏君） 保育園留学についてですけれども、実は1月1日付の千葉日報、これに、北海道の厚沢部町、それから、高知県の四万十町の記事が載っておりました。

読んだところ、大変興味深く読ませていただきまして、内容といたしまして、テレワークの普及を背景に地方移住のハードルが下がり、地方暮らしが現実的な選択になっているというものでした。

先ほどありましたように、おんじゅく認定こども園については、まず、子どもたちに安全に運営することが最優先であると考えております。それが成り立った上でのこととなりますので、また、保育園留学はこども園が活用できますし、魅力的な事業であると考えております。

導入については、先進自治体のノウハウ、これを調査して、御宿町にマッチした多くの人々を誘致できるものとなるのか、まず、可能性を探ることから始めたいと考えております。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございました。

では、最後に、認定保育園留学のメリットとして、実は、来る方、家族や、それから町にとって以上に、これが最大のメリットじゃないかなって思うことがありまして、実際、こども園に通う在園児にとっても、今の自分たちとは全く違う環境の子どもと触れ合うことができ、子どもたちの興味や好奇心が増し、コミュニケーション能力の向上にもつながり、また、保育園留学児が帰るときの涙のお別れと、次の週にはまた新たな出会いの喜びを幼年期から体験することは、彼ら、彼女らの心の成長になると思います。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

ここで15分間休憩いたします。

(午前 10 時 54 分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 10 分)

◇ 塩 入 健 次 君

○議長（滝口一浩君） 3 番、塩入健次君、登壇の上、ご質問願います。

(3 番 塩入健次君 登壇)

○3 番（塩入健次君） 3 番、塩入です。議長のご指名をいただきましたので、通告に基づきまして質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず 1 点目。公共施設の安全対策についてということで、これ、今回の当初予算案が出てくる前に、質問のほうを通告させていただいておりますので、若干、現実にはそぐわない部分もあるかもしれませんが、通告どおり読ませていただきます。

昨年の 3 月の第 1 回定例会において、野球場の安全対策として、防球ネットが設置できない代わりに注意喚起の看板を更新するとの答弁が教育課長からあり、また総務教育民生委員会から提出いたしました防球ネット設置への要望書の回答にも、同様の文言が記載されておりましたが、現在においても実施されておられません。

議会での答弁及び文書による回答で約束されたはずのことが実施されていない理由を伺いますということでしたが、この通告を出しましたところ、即座に、看板のほうが設置されました。ということで、なぜ、この看板の設置に 1 年間もの期間を要したのか、それを伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、公共施設の安全対策についてというご質問にお答えいたします。

町営野球場の安全対策については、注意喚起の看板の設置や使用者への注意喚起による対応と考えておりました。

昨年 3 月の定例会後に、防球ネットの設置について当時の町長より内部協議をするようにということで、年度内設置に向けた協議を進めておりました。最終結論といたしましては、補助金などを財政上有利な資金を頂き設置する方針となったため、今年度の設置には至っておりません。

ただ、安全対策といたしましては、硬球を使用するチーム関係者への注意喚起を直接を行うこととしてと、看板設置については、以前も設置はしてあったんですけれども、その看板が古くなって見えなくなっている状態でありましたので、最近、看板をもう一度設置するようということで、この議員からのご質問の後に話はしてあったんですけれども、ちょっとやはりこういう安全対策については、チーム関係者が主に行うというものが多くあるということから、直接の注意喚起をするような形でとどめておったところでございます。

本定例会に新年度予算として、防球ネット、高さ8メートル幅80メートル、1,127万5,000円の予算を計上させていただいております。設置場所といたしましては、樹木もございますが、グラウンドレベルから樹木の高さが3メートル、プラス8メートルということで11メートルの高さの位置までネットが来るような形で考えております。適切な場所に設置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また有利な資金といたしましてはt o t oのスポーツくじ助成金を申請してございます。これについては4月に交付が決定されるかどうかということでございますので、その後、設置に向けた動きをしていくと。設置期間につきましては、発注から3か月を予定しておりまして、できるだけ早急に設置したいと思っております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） 今の答弁ですと、今年度中に防球ネットの設置も検討されていたのが断念されたみたいな、おっしゃったような気がするんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） そのとおりです。昨年、皆さんからのご指摘を受けて、私のほうが指示を受けて、その中で、金額等の見積り等をして協議に移ったわけなんですけれども、やはり御宿町の財政の中で、いきなりその要望ですぐできるというようなものではなかったもので、有利な財源を探しましょうよということで、一旦、1年間というか、この予算組むのにはもう11月に組みますので、それまでにということの話になったというのが実情でございます。

以上です。

○3番（塩入健次君） 私の記憶ですと、今年度の当初予算には載せられないので、代わりに看板を設置するというお話で、今年度中に防球ネットを設置する方向で検討しているというような話は一つもなかったような気がするんですけれども、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議員の質問が、昨年３月の質問の中でされて、町長の責任の話まで出たと思います。その後、すぐ今年度の予算ではなくて、実際にすぐ設置できるかということで、設置をするということであれば補正予算に出てくるような形になったと思います。ただ、今回の、来年度予算に計上するということは、新しい町長がそういう指示もございましたので、実際に、今、計上をさせていただいて上程させていただいているということでございます。

以上です。

○３番（塩入健次君） ありがとうございます。

いずれにしろ、要望しておりました防球ネットのほうを設置していただくということで、大変喜ばしいことかと思いますが、今の教育課長の答弁で、設置の時期なんですけれども、これは発注から３か月ということですが、そうすると、今年の夏の合宿シーズンとか、そのあたりには間に合わないというスケジュール感ということではよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） できるだけ早くということで考えておりますけれども、今年度中に準備だけは進められると思います。予算が通った場合ですね。今年度中までは、入札前までの準備はできると。新年度明けてから入札を行って、業者が決まってから資材発注から工事完了までが３か月ということで考えておりますので、４月当初に始めれば、５、６、７ということで、そういうふうに考えております。なので、合宿シーズンぎりぎり間に合うかどうかというところが、終わりのほうになるのかなということでございます。

以上です。

○３番（塩入健次君） ありがとうございます。

この通告ですと、その続きに、その回答には早急に設置場所の検討を行い、防球ネットの設置を行いたいと思いますとの記載がありますので、検討状況を伺いますというのがあるんですけども、これは削除させていただきます。

続きまして、昨年１１月の第４回定例会で屋根の崩落のおそれがあるとして、周囲を立入禁止にしている歴史民俗資料館について、現状のコーンを置くだけの処置ではなく、さらなる厳重な処置をする必要があるのではないかという指摘をさせていただきましたところ、石田前町長が危険という感覚は強くは持っていないと。しかし、もう少ししっかり考えますというような答弁をされました。

現状では対策に変化が見られないようですが、新町長はどのようなお考えでおられるかとい

うことをお伺いしたかったのですが、一応、今回の当初予算の案で、フェンスの設置というのが出てきておりますが、一応、念のため伺います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 閉館した資料館の安全対策についてでございます。

これまで議員の皆様から多くいただいております。こちらにつきましても、今、議員おっしゃられたとおり新年度予算として資料館フェンス設置工事としまして99万8,000円の計上を行っております。工事内容としましては、あまりがっちりした壁をつくるわけにはいきませんので、資料館を囲むように、2メートルの単管パイプを打ち込んで、4メートルの単管パイプで囲い、15センチの升目のワイヤーメッシュを溶接で取り付けするような、周りを囲うような工事でございます。あと、立入禁止の看板を併せて設置し、人の侵入防止と安全対策を行おうと思っております。

ただ、この前も議員の皆さんと現地視察をしております。資料館でそのまま使っていくのか、そのほかの違うものにしていくのかということも、今後、協議していかなきゃいけないことだと思っておりますので、あまりがっちりしたものを設置するというよりは、いつでも取り壊せるようなものということで、一旦、安全対策をさせていただくというもので考えております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

原町長なんですけれども、御宿の広報紙の1月号の挨拶において、資料館のリノベーションを考えておられるということを表明されておりますが、今回、フェンス設置されますけれども、資料館のリノベーション完了まで、その状態で経過するというところでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどお話ありましたように、つい先日、工学院大学の名誉教授の下田先生と一緒に実際に施設があったときに資料館も入っております。

それで、屋根の崩落ということがありましたけれども、先生の見立てでは、補修で何とかなるんじゃないのかという意見がありました。なので、これから具体的な補修については検討に入ります。ただ、いま危険防止の観点からフェンスはやります。

それから、資料館の在り方についても、今、いろいろな方からもご意見いただいておりますので、どういった活用をするかは、これから皆さんと協議をして決めていきます。

五倫文庫もどうするかもありますし、中のバリアフリー、空調の話もあります。それから、一部からは、はっきりはないですけれども、常設のつるし雛の展示に生かしてほしいという声

もいただいておりますので、そういったことを含めて検討を進めます。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

あそこの駅から海岸に続くメインの通り沿いになりますので、有効な活用法を今後、検討していただければと思います。

続きまして、またこれ、町営野球場の事故発生時の対応ということなんですけれども、これも昨年3月の第1回の定例会において、防球ネットが未設置のままの状態、ボールが人に直撃するような事故が発生した場合、石田前町長が、ご自身が責任を取る覚悟があるというような答弁をされております。その石田前町長が退任され、責任を取るとおっしゃった本人が、今、不在の状況になったところで、現時点では、事故発生時の責任の所在がうやむやの状態になっております。

先ほど、防球ネットが設置されるというお話がありましたけれども、では、防球ネット設置までの間、引き続き、原町長が個人的に、事故発生時の責任を取る覚悟で運営を続けるのか、町として何らかの安全対策を講じるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 石田町長は個人的に責任を取る覚悟と答弁されているそうですが、私としては、そのような安易に大見えを切る覚悟はございません。

安全対策については、新年度予算で、防球ネットの年度内設置を進めておりますので、事故が起きないの一番なんですけど、事故が発生した場合については、まず、被害者の救済が第一であって、状況を見極めて検証して対処いたします。

ボールが直撃することを避けるのは、防球ネット、これが物理的に有効なんですけど、設置完了まで今あったように、もう少し時間がかかります。野球場の禁止措置を取るということになりますと、利用者にとって不便を強いるということになりますので、立入禁止措置と注意喚起で、危険度を低下させるということが私は現実的な対応だと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 承知しました。

先ほどの話にあった看板が今現状、手作りの切れてきた小さな看板が2つばかり、注意喚起の看板が設置されましたけれども、その看板に飛球による事故等の責任を一切負いかねますというような決まり文句のような文言が書かれておりますが、実際、これ調べてみると、このような文章があったとしても、いざ事故が発生した場合に、この施設管理者側の責任は免れない

のではないかなというような、調べると出てくるのですが、これ、もし不幸な事故が発生した場合には、高額な賠償金が発生したり、そうすると、その賠償金を町民の税金からお支払いするようになることになる。

また、町や野球場の施設そのもののイメージダウンにもつながるというようなことも懸念されるのですが、防球ネット設置までの間、硬式球の使用を禁止するような措置を改めてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 今のご質問にお答えいたします。

町の施設については、全国町村会総合賠償保険制度というものがございまして、行政が所有するスポーツ施設も、町に過失があると認められた場合、施設側の瑕疵が認められた場合等、町に責任が発生するということになっております。

そういう事故があった場合に、先ほど町長もございましたが、被害者の方の救済というのがまず第一でございますけれども、どういうことで事故が起きたかという原因を調べて、その後、町が瑕疵があるようであれば町の責任になるということでございます。

できるだけ安全対策は、使う方にもご協力をいただきながらやっていくというのが、どこの施設も同じ考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） いや、なので、今、ネットがない状態で硬式球による野球をやらせているわけで、これで事故が起きた場合は、明らかに町側の瑕疵があるというふうに思うのですが、違いますか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 前回もお話ししたと思いますけれども、基準がまずないということでございます。その辺の基準を、例えば最悪、裁判になって町に瑕疵がありますということであれば、町に責任があるということになるというのが最終結論になりますので、今の現状ですと、当然、使う側にも保険を掛ける義務が、当然あります。その中で対応しなきゃいけないことも当然、出てくるかもしれませんが、町が瑕疵があれば保険で対応していくというのが、そういう不慮の事故があった場合の考え方ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○3番（塩入健次君） 私は御宿少年野球クラブというチームを運営をしているんですけども、町側から言われているのは、少年野球の練習をやるにあたっては、フェンスのあるところ

でしかやってはいけませんと。なので、町内で御宿少年野球クラブが活動できる場所は、町営野球場か本宿中学校のグラウンド、その2つしかありませんというふうに、過去に言われておりまして、そのように練習や試合などを行っているのですが、その対応と比べて、野球場のちゃんとした防球ネットがない中での硬式球での試合を容認するというのは、何かちょっと矛盾があるというか、重点ポイントが違うんじゃないかというふうに思うんですが、そう思われませんか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 以前、また、同じこと言っていると思いますけれども、ファールゾーンに自分の意思でボールを飛ばすということは当然考えられないことです。御宿町の野球場、当然ご存知だと思いますけれども、右バッターが、左に思いっきり引っ張ったとしても、あそここのところにそれだけすごい、土手もあるということもあつての多分対応だと思いますけれども、そこまでの打球が飛ぶというような想定が多分されていない状態です。

ただ、私が考えるに左バッターがちゃんと当てたものが飛んでいく可能性があるということで、今回、やはり議員がおっしゃるとおり、この防球ネットが必要だろうということでの対応しておるわけですので、それまでの間という話ではなくて、少年野球団については御宿中学校を優先的に貸し出すこともしておりますし、そのほかの硬式野球を使うチームにも、当然、安全対策、保険の加入、そういうものを求めていますので、それで防球ネットが設置されるまでの間に対応したいということでの答弁をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） 承知いたしました。

防球ネットの件についてはここまでにさせていただきたいと思います。

続きまして、各種計画の実効性についてということでお伺いします。

計画の連続性について。町が策定する様々な計画のうち、数年おきに更新される第何期何々計画と題されたものがよく出てきますけれども、それらを見ると、基本的に前の期、例えば第3期計画であれば第2期においての計画に対する評価、前の期の計画がどう実行されて、結果がどうだったのかというようなことを振り返る項目というものがほとんど見られません。

いわゆるPDCAというサイクルの中のチェックの仕組みがないために、本来であれば、チェックに基づいて、次のアクションを起こす、またはプランを組み立てるというはずが、連続性のない単発の計画になっております。この点について町の見解を伺います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 町では、様々な分野で年次計画を策定しております。その中で、前期計画の評価項目がないとのご指摘でございますが、新たな年次計画を策定する際には、当然、前期計画の達成状況や、残念ながら未達の事項などについての振り返りを行っております。

執行部内部で行うものや、策定委員会において委員さんにお示しし、ご意見を伺うものなど、計画により手法は異なりますが、検証しているところでございます。

なお、総合計画におきましては、新年度の予算査定の際に計画の進捗状況や実施効果を精査しております。しかしながら、その結果についての項目がないとの点につきましては、多くの計画において、ご指摘のとおりでございます。

今後は、前期の振り返りについての記述も記載することで、問題点や課題などを明確化し、その解決に向けた新たな政策等を講じてまいりたいと考えております。

○3番（塩入健次君） じゃ、内部で振り返りは行っているけれども、その記載がなかったということで理解してよろしいですか。

（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）

○3番（塩入健次君） 分かりました。

今までの計画となった文章だけを見ますと、前の期の焼き直しのイメージが強くて、何かを実行するための計画ではなくて、この計画をつくること自体が目的になっているような印象を受けておりましたので、その部分が改善されるということであれば、非常にありがたいかなというふうに思いますので、この質問については、これで終わりにしたいと思います。

続きまして、計画に対する議決の有効性についてということでお伺いします。先の御宿小学校更新問題に関して、御宿中学校への移転に係る基本設計委託費を議会が否決した際に、町執行部からは、第5次総合計画が全会一致で承認されていると。また、議決を信じることは、政治への信頼の下、といった形で様々な答弁だったり、小学校の住民説明会の資料などに、そのようなことが記載され、議会の否決への対応が大変批判されました。

要するに、もう既に決まっていることを、ちゃぶ台をひっくり返すなというような批判を執行部から受けたわけです。その一方で、計画に定義されていながら実行されなかった項目、例えば火葬場の解体であるとか、砂丘橋の計画的な修繕等を議会側が指摘した際には、石田前町長の申し訳ございませんでしたの一言で片づけられてしまい、大変不公平な扱いを受けたと感じております。

数十ページから多いと100ページを超える計画もある中で、計画全体を可決、承認したとき、

その中のひとつひとつの項目に対して、どこまで議決の有効性が及ぶと、そういう認識なのか、町の見解を伺います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） ご議決いただいた計画中の個別項目の可否判断でございますが、議決された計画の内容、方向性などは非常に重く尊重されなくてはならないものと考えておりますが、あくまで計画であり、実施時点の社会状況や予算の制約などにより、絶対にそのまま実行されるものでもないと認識しております。

計画に盛られた個々の政策については、個別に予算案の提案や実施に向けての規定等のご理解を得た段階で、有効性が出るものと認識しております。

御宿小学校の移転に関しましては、本件を内包する総合計画の議決を根拠にその有効性を主張されるご意見もございましたが、申し上げましたとおり、個別案件につきましては、具体化の段階でその手法や効果、必要性などにご理解をいただき、実施予算のご承認をいただいたところで動き出すものと考えております。

○3番（塩入健次君） では、計画全体を大枠で承認した際に、それぞれの細かい項目については、またその時々で否決というようなことがあっても構わないということによろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 構わないかと言われてもあれなんですけれども、実際はそのとおりに行うことが大変望まれるわけですが、その時々状況によってはそのようなこともあろうかと思えます。

○3番（塩入健次君） ちょっと構わないという言い方は語弊があったかもしれませんが、例えば、第5次総合計画の場合、本文が100ページ以上ありまして、それにプラスして、前期実施計画というものが20ページほどございます。

御宿小学校の更新については、その中の1行、耐用年数である令和9年3月までに新校舎に更新するという一文があっただけなんですけれども、トータル120ページほどの計画の中の1行について、後々異を唱えることが許されないということになれば、私自身としては、今後、こういった計画に一切賛成の挙手をできなくなるというふうに思います。

その点について、執行部側のご理解というか、見解はいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 先ほど申し上げましたとおり、個別の案件については、その時々

のご理解、ご判断を仰ぎたいと思っております。

○3番（塩入健次君） ですね。ということで、小学校の基本設計委託費の否決については、反対討論でも、各議員がきちんと理由を述べ、更新そのものに反対しているわけではありせんよということを表明しております。また、町民に対しても議会報告会を開催するなど、丁寧に対応してきたつもりですけれども、それでも、執行部のほうからは、先ほど冒頭にあったような批判を受けたわけでございます。

先ほど田邊課長のほうからもありましたけれども、数年間にわたる計画期間内においては、計画策定時とその後の状況が変化することはあつてしかるべきと考えますので、既に決まったことだからと、間違つた方向にそのまま進むよりも、そうではなくて、状況に応じて計画を変更するという柔軟な行政運営が必要かと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、野沢温泉村との交流についてということで伺いいたします。

50回目を迎えた海と山の交流の成果について。

1976年2月に始まつた中学生の交流事業、海と山の子交流は、先日の山の交流が50回目となり、今夏の海の交流もまた50回目という節目を迎えます。

原町長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、町長は先日の山の交流にも野沢温泉村まで出向いて、村の方々や中学生らとの交流をされたと同っております。

半世紀にわたる交流について、今までの成果をどのように捉えておられるか。また、今後についてどのような展望をお持ちであるかを伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 海と山の子交流については、今まで私は野沢温泉は温泉にしか入りに行ったことがなかったんですけれども、今回、初めてこの交流事業に参加して、小中学生と一緒にスキーをしてまいりました。野沢に到着した日に、雪の中にダイブしてみたいという中学生、子どもが言うておりました。1日目、スキーやって、その翌日、2日目に聞いてみたら、実際にやって非常に楽しかったと、雪の中に。ということ喜んでおりました。また、野沢温泉村行つたときに、富井村長、それから役場関係者とも交流ができて、非常に楽しかったです。

また、交流事業と別に、町の議会の議員の方、それから町民の方も同時期に訪れておられて、そこで出会って思わぬ交流ができたというのも、非常にうれしい出来事でした。

さらに50回目ということで、もう親、子、孫三代で野沢に行っているという方もおりまして、もうこれがもう50回という年月がなし得たものかなと思ひました。

今後に向かってですが、こういうことを継続に行うことで、お互いのよいところをさらに引き出し、良好な関係を築けると思っております。

姉妹都市としての契約、協定は1997年2月26日となっております。28年目ということですので、どこかの区切りの時点で記念になることをやりたいと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

今、原町長のお話にありましたように、親子三代で野沢に行っているとか、また、野沢に中学生のときに行って以来、大人になってからもその交流が継続しているというような事例が多々あるようですので、ぜひとも、そういったものについては継続していただきたいのですが、それにとどまらず、今後、もっといろいろなことに野沢温泉村のノウハウを吸収するとか、そういうことが必要だと思っています。

特に、今の時期、野沢温泉村はほとんど歩いている人間が外国人ということで、お店に入っても、ほとんど外国人、我々もそのときに行きましたけれども、お店に入ったら店員もお客さんも全員外国人で、日本人は我々だけということもありました。

それ以外でも、お店に入ると隣の席に外国人の方が座っていて、我々がおでんを食べていたんですけれども、何だそれはみたいな、そういうようなことでいろいろ聞かれても、ちょっとこちらは英語できなくて対応ができなかったんですけれども、例えば、それこそ学生が短期間でもいいので、冬の期間だけ交換留学というか、留学のような形で野沢温泉村に1か月なり2か月なり泊まって、そういう飲食店などで中学生だとちょっとアルバイトとかちょっと難しいかもしれないですけれども、そういうことでいくと、多分、日本国内にいながら海外留学ができるみたいな、語学留学ができるみたいな、そういうことも可能なわけです。

また、やっぱり民宿の方ともお話しすると、夫婦2人でやっているの、この時期はもう手が回りませんというような方々もいらっしゃいますので、そういうところに住み込みで働きながら、そういう外国人の方々のおもてなしをするとか、そういうこと語学力であるとか、コミュニケーション能力であるとか、そういうものを培うことが、国内にいながらできるというような可能性もすごく感じておるのですが、そういったことは考えられないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 確かにいい考えだと思います。実際、この間行って聞いたら、野沢温泉村では、夏と冬で定住人口が500人違うと言っておりました。それだけ冬の時期に人が増えているわけです。それから、いろいろ御宿町とは規模も違うんですけれども、やはりいろいろ

なことを長期的に考えて動いているというのを村長とか役場の方から聞いて、やっぱりそういうことが必要だなと感じた次第でございます。御宿町にもそういった考えを取り入れたいと思っております。

○3番（塩入健次君） ぜひともちょっとそういうのを進めて、現実的にできたらいいかなというふうに思っています。

また、野沢の議員さんも、やはり旅館経営されている方などもいらっしゃいますので、そういう方とも連携しながら、宿泊施設であるとか飲食店など、そういう場面で外国人とコミュニケーションを取るような場面をどんどん創出していけるようなことができたらいいかなと思います。

また、それについては、特にインバウンドということで、御宿町の観光施設であるとか、宿泊業者とかにとっても、野沢温泉村のやり方というのが、いろいろ参考になることがあるかもしれませんので、今後、もし御宿町にもインバウンドの誘致というものを考えておられるのであれば、そういうノウハウを野沢温泉村のほうから聞いて、自分たちの政策に生かしていくであるとか、また、学校についても、野沢温泉村は離れた場所で小学校と中学校と保育園が連携して一貫教育ということをやっておりますので、前町長のときは、とにかく小中一貫教育で一緒の場所に小学校、中学校をつくるんだという話に邁進しておりましたけれども、そうではなくて、いろんな可能性があるということを野沢温泉村のほうからどんどん学んで、生かしていただきたいと思いますので、そういう点も含めて、改めてちょっと今後の野沢温泉村との交流の仕方を原町長のほうから、一言お願いできないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 学校の件につきましては、前からいろいろお話聞いております。小中一貫という話もありますが、校舎が一緒だから一貫なのか、よく分からない部分がありました。形としては、一貫教育をするために、こういうことをやるんだ、だからこういう施設が必要だということなら分かるんですけども、今まで聞いたところだと、まず学校ありきで動いているような気がいたしますので、まずそこから考え直したいと。

ですから、今、学校の耐力につきましては、今、そういうことをやってくれる業者を探して、今、見積りを取っているところでございます。それを見て、学校をどうするべきかは判断していきます。教育についても同様で、そういうことを交えての話になると私は考えております。

○3番（塩入健次君） 学校の在り方だけではなく、野沢温泉村との交流全般について伺いましたかったんですけども、そういうことで、原町長のほうのお考えのほうは、大体承知いた

しましたので、これにて私のほうの質問は終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時51分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時27分）

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。議長からご指名いただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回、私は挑戦と対話の町づくりについてということで、1点に絞って町長にお伺いをしたいと思っております。

原町長におかれましては、停滞の町から挑戦の町へをスローガンに、また、対話と協調の町づくりを公約の第一に掲げてご当選をされました。

このことは、個々の政策のベースとなる町役場としての考え方、仕事の仕方というような考え方の根っこの部分に関わるもので、言わば原町長新体制の行政改革というんですか、改革の根幹をなす部分なのではないかなというふうに、私としては受け止めております。

就任から約2か月が過ぎました。現段階で、この挑戦と対話を、今後どのように進めていくのか、どのようにお考えなのかについて伺ってまいりたいと思います。

では、まず1つ目、挑戦のほうに関してです。

挑戦への取組方ということで、挑戦の町へというフレーズには、町長ご自身も、また町の職員の皆さんも、はたまた町民の皆さんも、みんなひっくるめて町全体として、失敗を恐れずに挑戦し続ける流れ、雰囲気をつくっていかうという思いが込められていると理解しております。

我々御宿町議会も、我々議会が率先して失敗をおそれずに様々なことに挑戦をして、この町を引っ張っていかうということを合い言葉に、日々、特にこの1年、2年ぐらい活動していたところでございます。

その結果、全国最大の政策コンクールでありますマニフェスト大賞を昨年11月に受賞をさせていただき、また今日の議会始まる前に、議長のほうからご報告がありました全国町村議会議長会の町村議会表彰も受賞したということで、これは現行の表彰規定が始まってから、全国規模の表彰の規定が始まってから、千葉県内としては御宿町が初めての受賞だということで、本当にここ数年の我々の挑戦が少しずつ認められてきたのかなというふうに、非常にうれしく思うと同時に、自信を持ってもっともっと頑張ろうという気持ちが、私だけではなく議会全体として、チームとしてのモチベーションが高まっているなというのを、毎日感じながら活動をしているところであります。

そんな中で原町長のご就任で、しかも挑戦の町へというスローガンを掲げてご当選をされたということで、先ほど申し上げたような町全体としての挑戦していこうぜという機運が、一気に高まるのではないかなということで、期待に胸を膨らませております。

ということで、つきましては、まずは庁舎内、町の職員の皆さんの意識、メンタリティーをどのように変えていくのか。既に取り組を始められることでも結構ですし、また今後こういうことをやっていくぞというお考えでも結構です。具体的な方策やアイデアがあればお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今ございました挑戦への取組方ということですが、私は就任のときの挨拶並びに新年の挨拶でも述べておりますが、そのままで変わっておりません。

具体的には何度も申しておりますけれども、失敗を恐れず挑戦し続けようと。今までどおりは、今、何が通用しない、何が正解なのか分からない。だからこそ今までのものではなく、いろんな知恵や力を必要として、そのために皆さんとお話をして考えていきたいと思います、こういうことを訴えております。

さらには、うまくいかなかったら、その原因を突き詰めて、どうしたらいいかをまた進めていこうと。この繰り返しで前進していこうじゃありませんかということを、ずっと言ってきております。

一例として、前にもお話ししましたが、パリ五輪の体操男子、金メダルを獲得した橋本選手、この方が昨年12月17日に母校の市立船橋高校で講演を行ったときに、失敗は当たり前、成功するための研究と実践を繰り返して成功にたどり着く。結果を出すために何が必要か考え、どうなりたいかをイメージするというふうに呼びかけておりましたので、私もそのとおりで思っております。何よりも挑戦をし続けることが大事で、明日につながるものと考えております。

今、いろいろ呼びかけはしておりますけれども、昨年来いろいろ私も議会傍聴したときにちょっと聞いたんですが、課長会議というのがあまりスケジュール調整とかで時間割かれて、内容についてなかなかされていないということで、私も入りましたが、いろんな話をするように始めております。

それから、町民からのいろいろな問合せがあったら、まず返事をしてやってくださいと、ほったらかしにしないで。承りました、これだけでもいいので、とにかくちゃんと返答してあげてください。それから挨拶、それと庁舎内で毎週水曜日、ノー残業ということで定時の退庁を促されておりますが、皆さん業務の都合でなかなか帰らないということもありましたので、その日は本当にノー残業ということで、無理でも帰れとは言いにくいんですけれども、業務の都合で、住民対応とか窓口対応をやっていると、自分の業務が終わった後でないとできないということもあるとは聞きました。

ただ、やはり週の水曜日、真ん中あたりで一旦そういう休息を取るということはリフレッシュにもつながりますし、そこで一旦休んで、新たに残りをやるという考えもできます。ですから、休んだ分、ノー残業デー、早く退庁した部の業務をどこに持ってくるか、どう配分するかはまた考えていただくとして、そういうことも考えて実施していくように、そういう話は今しております。

ただ、やはり今までそういう体制で来ておりましたので、なかなかまだ移行が難しいというところはございます。ただ、職員の皆さんもいろいろな志を持って役場におられますので、そういう皆さん能力もあると思いますので、まずは意識改革をしてもらうということが必要だと思って、今声をかけている状況でございます。

以上です。

○6番（北村昭彦君）　ありがとうございます。

幾つか課長会議の改善ですとか、ノー残業デーの話とかいただきましたけれども、今の町長のお話を伺いますと、基本的には今2か月という段階では、町長の思いを言葉という形でメッセージとして職員の方たちにこういうふうにやっていこうよ、こういうふうに変わっていこうよということで、メッセージとしてお話をされているというふうに受け止めをいたしました。

そういう意味では、まずは出だしとしてはそういうところからかなと思うんですが、ぜひ、これからは具体的な政策とか……政策ではないですね、取組、形になるもののようなものをどんどん新しいものをつくっていただきたいなと思うんです。

実は、ここに1冊の本を持ってきました。私もまだこの本読んだばかりで、でもすごく感

銘を受けたというか、もやもやと役場の組織、こういうふうなところがよくなってくるとどんどん変わっていくんじゃないかな、もっとよくなるんじゃないかななんて、もやもやしていたところが、この本の中で非常に明確な言葉で、具体的な形で示されていたので、なるほどこれはちょっと町長にもご紹介したいなと思って、先日ちょっとお話ししたんですけれども、これがその本です。

この中で、この本どういう本かという、タイトルは「クリエイティブな校長になろう」という本なんですね。簡単に言うと、平川理恵さんという方が、女性の方が書かれた本なんですが、民間出身で、でも公立の中学校の校長先生にいきなり公募で採用されて、8年間ぐらいですかね、2つの中学校の校長先生を、全然それまで民間の企業で働いておられた方なんですが、校長先生となって、そして、いわゆる学校教育、公教育の現場では、今まで考えてもみなかったような改革を次々とされた。そして、その実績を持って、今度は広島県の県の教育長にまで大抜てきされて、そこでもやはり、いわゆる今までの行政というか、公の組織の在り方の考え方をかなり大きく改革をされたという方の本なんです。

なので、学校教育現場の組織と役場の組織、違うところもたくさんあると思うんですが、民間と比べると似た部分もたくさんあるんじゃないかなというふうに思って読んでいくと、やっぱりひとつひとつすごく当てはまるなということが多いので、ぜひまたこれ後でお持ちしますんで読んでいただくとして、その中で幾つもの、町長がこれから取り組まれる行政組織の仕事の仕方の改革というか、改善にヒントになるようなことがたくさん載っている中で、幾つか参考になるかなと。

要は、この場で言えば、課長さんも今日はたくさんいらっしゃいますし、ユーチューブ等で、職員の方ももしかしたら後で見ただけのかもしれないという思いで、少しその辺について触れてみたいと思います。

この方、この本の中で一番最初に挙げられていたのが、現状はこうだけれども、この行政組織、御宿町役場、こういうふうに変わっていったらいいよねという未来像ですよ。これは町全体に対しても、我々議会からいつもビジョンだ、将来像だという話をさせていただいていたと思うんですが、同じことです。

この役場の組織が、庁舎内のいろんなところで行われている業務であったり、町民の皆さんとのやり取り、先ほど町長からもお話がありました。そういったことが、今はこうだけれども、こういうふうに変わっていったらもっとよくなるよねということを、消えてなくなってしまう言葉ではなくて、明確に文書化するだとか、あるいはビジュアル化して、誰が見てもぱっと分

かるような形で示していく。それを共有するということがとても大事だということが、この本の一番最初、冒頭に書かれていました。それは、本当にそうだなというふうに思った次第です。

文書化、言語化ということに関して言えば、いわゆる理念だとか、目標みたいなことで分かりやすく、この町の役場、御宿町役場はこういう組織を目指して、こういう役場を目指してやっていくんだというようなことを高らかにうたって掲げて、そして職員の皆さんや我々議会と共有するだけではなくて、町の皆さんとも共有して、ああそうか、これからは原町長に替わって、こういうことで町役場変わっていかうということで、一丸となって進んでいくんだなということを、町の皆さんにも示していくということが一つすごくいいんじゃないかな、大事なんじゃないかなというふうに思った次第です。

それは、もしかしたら行く行くは、今御宿では議会基本条例というのがあります。我々議会としてはありますけれども、町民の皆さん、それから役場の行政組織の在り方含めて、行政と議会と町民の皆さんとそれぞれがこういう思いを共有しながら、こういう形で役割分担をしながら、こっちに向かって進んでいかうというのが自治基本条例というような形で、最終的にはまとまってもいいのかなというふうにも思っております。

ちょっと前置きというか話が長くなってしまったんですが、まず一つ、未来像、ここに向かっていかうぜということを、具体的に言葉ではなく、ただ話をするのではなくて、残る形で文書化したり、あるいは絵を描いていくとかということに関して、ご提案をさせていただきたいと思うんですが、今のお話を聞いて、町長、どんなふうにお感じになりましたでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほど言われた本の話は少し聞いていたんですが、まだ読んでおりませんし、いろいろな方からいろいろな本をやはり頂いております。勉強のために読んでねと言われて、何冊も頂いているんですが、まだ時間がなくてそこに至らないという状況でございます。

それから、あと、中のお話ということになるかもしれませんが、やはり町の組織が縦割りであるということで、なかなかこの課はこう言った、この課はこう言っている、それでなかなかうまくいかないこともありますし、今度4月からは課の統廃合を若干行います。それに伴って、住民の窓口の動線を動かしやすくするように多少配置も変えます。今のところそこまではなんですけれども、とにかく私言っているんですが、縦割りとか、課によっていろいろ違うということは、町の人にとってはどうでもいい話で、町がどうやってくれるかが問題なので、みんなしてやりましょうということは、今掲げております。もうちょっと時間はかかる

と思いますが、そういったことを今やっております。

○6番（北村昭彦君）　ありがとうございます。

ぜひ、この挑戦という言葉、事あるごとに、町長今いろんな場面で言い続けてくださっていることは、とても心強いです。ですので、ぜひ次にやることとしては、繰り返しになりますけれども、分かりやすく、外からも見える、内部の皆さんでも日々それが目に入るというような形で視覚化するというか、理念みたいな形で貼ってあるとか、配られるとか、何かそういうことで、毎日そのことを意識しながら仕事に向かうということが出来るような雰囲気づくり、それを形あるものとしてつくっていくということを一つ、それこそ、町長にとっても挑戦になるかと思うんですが、一つのご提案として、今日はお話をさせていただいた次第です。

幾つか、もう2つぐらいお話をさせてください。ご提案をさせてください。

もう一つは、民間企業の多くは、毎日日報というのがあったりとか、あるいは週ごとに週末というか、週報みたいなのを書いたりということで、日々の自分の業務に対する振り返りをして、それをまた上長なのか、どなたかに評価していただいたり、あるいはチームの中でそのことを共有して、チーム内の、彼は今こういうことをやっていて、こういうことに今壁に当たっているのかとか、あるいは迷いが出ているのか、こういう選択肢とこういう選択肢、どうしようかなと思っているのかというようなことを共有して、じゃこうしたらどうかというようなことを、チームで一緒に乗り越えていくというような使い方をしているところが多いように思います。

町長ご自身も民間企業出身ですので、そういったことをやられてきたのではないかなと思うんですが、行政組織、自治体ですと、やっているところとやっていないところがあるということで、御宿町に関して言うと、ちょっと聞いただけなんですけど、どうもそういう日報、週報みたいなことで、職員の方一人一人が自分の今業務で、どのような状況にあるのかというものを文書化して、そしてそれを共有するというような取組はされていないというふうに伺っています。

やはりこの方が非常に大事だということで挙げられている幾つかの項目の中の一つに、この報告、日報なのか週報なのかというものを書いて、共有するということの大切さということが書かれていまして、私もそれは本当に大事なことなのではないかなというふうに思った次第です。

書き慣れていかないと時間がかかってしまったりとか、あとはフォーマットによっても、すぐチームとして、組織として改善を進めていく上で有効になる報告書と、そうでないただ

の日々のただ面倒くさい作業だけに終わってしまうような報告書と、やっぱり出てくるかと思うんですが、そういったことも含めて研究をして、いい形で町長がお考えになられている組織の改革というか、仕事の仕方への改革ということにつなげていく、すごく大きな手助けになる可能性を秘めているのが、一つの日報あるいは週報というものなのではないかなというふうに思っています。

例えば、今日の私のテーマ、挑戦、今のお話ししているのは挑戦でございますので、例えば日報なり、週報なりのフォーマットの中に、今自分はどのような挑戦をしているのか。挑戦的な提案、仕事の仕方が、今自分が携わっている業務の中で、どのような部分で今自分は挑戦をしているのかというのが表現できるような欄がもしあったとすれば、非常に、毎日あるいは週に一度、自分が、あるいは自分たちのチームが何に挑戦しているのかということを再確認し続けるということが、日々の業務の中でシステムとして組み込むことができるのではないかなと思うんです。

なので、ぜひ今やっていないことをやるとなると、例えばこれに10分かかるのか、15分かかるのかということで、また仕事が増えてしまうということに当然なるんですが、その辺のメリット、デメリットも含めて、ぜひご検討をいただきたいなというふうに思った次第でございます。このご提案については、町長、一言いただければありがたいのですが。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 私、前にいた会社でISOという品質保証の担当をしておりました。そこでは、やはり個人個人が年間目標を立てる、個人個人で。そのために何をやるかというのを全部シートに書いて提出します。それで四半期ごとにその成果について記入して、それを面接するという方法で目標達成ということをやっておりました。

現在、役場の中でどういうことをやっているかというのを聞いたところ、やはりそういうものをつくって、面接をして、人事考課、業績考課、そういうものに反映しているということでございました。

まだ、これから後期のそういった評価を今やっているというところでございますので、またそれが出てきたら、どういうことをやっているか具体的に見て、私がやってきたISOと照らし合わせて、またよい方向ができればと考えてはおります。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

やはり期の中で1回とか2回とか、大きなスパンでの目標を挙げて、そしてどちらかという人事評価のための目標シートみたいなものとは、また少し違った意味合いでの日々の業務の

振り返りであるとか、チーム内での共有という意味で、やはり期に1回、2回というよりは、日報をまず、いきなりそこからだと大変だということであれば、週報のような形で、そして先ほど申し上げたような挑戦に絡むような項目、記入欄があるというような工夫をしながら、人事評価のためではなく、職員の皆さんの毎日の仕事の仕方、もっとときどきしながら、挑戦しながら、それをお互いに認め合ったりとか、あるいは応援し合ったりしながらというような雰囲気づくりに役立てていけるような、そういう週報なのか、日報なのかみたいなことについて、ちょっと検討いただければありがたいというふうに思った次第です。ありがとうございました。

では、最後、この挑戦に関しては、最後の投げかけ、質問に、ご提案になります。

これは、以前にも少しこの場でお話をさせていただいたことがあるんですが、町長替わられましたので、改めてなんですが、よその町ではよく聞くものなんですが、いわゆる業務改善の庁舎内コンテストみたいなものです。

ぱっとネットで、さっき携帯で調べただけでも、ずらずらといっぱい事例が出てくるんですが、グーグルで出てきた上から順に読み上げるだけでも、愛媛県今治市のひとり1改革運動、鳥取県琴浦町の政策コンテスト、静岡の富士市のカイチャレ、これはカイゼン・チャレンジの略だそうです。カイチャレ。それから、埼玉県さいたま市のカイゼンさいたまマッチ、このマッチというのは要はコンテストというか、勝負だというようなニュアンスだと思うんですが、いずれにしても共通しているのは、職員の皆さんの中での一人一人の業務の中で、ちょっとした改善、でも今までになかったアイデアだよねというようなことを出し合って、それが庁舎内コンテストのようなものを作って、月次であったり、年次であったりというものを表彰というか、発信していく。それが当然、町民の皆さんにも見ていただける。

今この課では、こういうことにチャレンジしてくれている方がいるんだというのが、定期的に外に向けても発信されるし、職員の皆さん同士でも刺激をし合う、あるいは応援し合うというような動きが生まれていくということが想像できる、すごくいい取組なのではないかな。だからこそ、いろんな町でこういう取組が始まっているというふうに思います。

これも、やるとなれば、皆さん日頃の業務が忙しい中で、あれもやってみろ、これもやってみろで仕事を増やす一方の話ばかりしているので非常に恐縮なんですが、これも一つ取り組んでいただきたいなというものの一つです。

付け加えるならば、この本の平川さんがおっしゃっている中には、重要な項目として、新しいことに挑戦をするためには、そのための時間を生み出さなくてはならない。そのためには、

今まで当たり前にやってきたことの中から、やらなくてもいいことを一生懸命頑張ってみみんなで見つけて、そしてやめていく。この作業が必ずないとうまくいかないということもおっしゃっています。

これも本当に日々の業務を、私はまるで分かっていないので、ただ本をちょこっと読んでだけで分かったような話はできないんですが、でも考え方としてはそういうことなんだろうなと思いますので、ぜひその辺も含めて、やれやれだけではなくて、リーダーとして、町長としては、その負荷を下げる、新しいことにチャレンジするための時間を生み出すということについても、併せてこれは町長の挑戦、あるいは課長さんたち、リーダーの皆さんの挑戦になるかと思うんですが、そういったことにもセットで取り組んでいただきたいなと思うんですが、改めて町長、このカイゼン・チャレンジコンテストのようなものの実施、開催、併せてそのための時間を生み出すことのやめることを見つけていくというような、この2つの点についてコメントをいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどISOということで触れたんですけども、一つは、最初にも就任のときに話はしたんですけども、ISOにおける私たち最終目標は、顧客満足度の向上というのが最終目標でした。これを町に当てはめれば、町民の満足度を向上させるということになると私は思います。

そのために今何をやるかであって、今提案ありましたように、具体的にはまだ考えついておりませんが、そういったまず仕事を減らすとか、そういったことも取り組むべきだとは考えております。まだ具体策は分かりません。私も考えます。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

コンテストなんてどうですか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） ですから、それも含めて考えます。

○6番（北村昭彦君） すみません。しつこかったです。

マニフェスト大賞の話に、またしつこいように戻っちゃうんですが、PRも兼ねてなんですが、マニフェスト大賞の主催者の方、会長さんのスピーチの中で、TTP、徹底的にパクするという言葉がありました。前も話ししちゃったかな。とにかくいい政策、いい取組は、どんどんお互いにまねし合って、そして全国でいいことをいい自治体運営、いい議会運営、広げていこ

うよというのが、そもそものマニフェスト大賞の精神だということです。

そういう意味では、新しいことをゼロから考えてやるって本当難しいし、ましてや我々小さな町で、職員の皆さんの数も少ない、我々議員の数も少ないという中で、本当に新しいことをゼロから生み出していくというのは、可能性から、確率論からいっても、そう大きくはない中で、全国でたくさんの人たちが同じような思いで、もっとよくしていこう、もっといいアイデアないかと考えて、いろんな新しいチャレンジが生まれていっておりますので、ぜひどんどんパクリという意味では、どんどんアンテナを張って、町長が掲げられた挑戦というキーワードで、どんなことをよその自治体がやっているのか、どんな成果が出ているのかということもがんがん取り入れていっていただく。

それも何となくではなくて、システムとして、月に1回はそれの出し合いっこの会議をやるとか、例えば。そういう形でやったほうがいいんだけど、そのうちねなんて言っているとどんどん過ぎていってしまうので、ルールとして迷わないで、一々考えない。やろうかな、どうしようかな、やったほうがいいかなとかといって考えるのではなくて、考えるまでもなく、ルールとして決めたからやるよね。TTP会議、徹底的にパクリの会議というのを月1でやるみたいな、そういったような形で取り組んでいくといいんじゃないかなというふうに思いました。

すみません。言いたいことを言うだけ言わせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

同じような趣旨です。（２）の対話への取り組み方でございます。

対話と協調の町づくりという町長が掲げられた公約の中には、これまでどちらかというと、対話不足によって対立を生むことが少なくなかったこれまでの御宿町を変えていこうと、そういう思いが込められているのではないかなと理解しております。

町長というお立場では、様々な相手と対話を深めていかれることと思いますが、我々議会との対話に関しては、早くも以前に比べて、量的にも質的にもかなり改善されている、全然違ってきているなということを実感しております。本当にありがとうございます。もっともっといい議論がお互いにできるような雰囲気をつくっていけるように、自分としてもお手伝いできたらなというふうに思っております。

一方で、先ほど町長ご自身のお話にもありました職員の皆さんとの対話、あるいは町民の皆さんとの対話に関しては、今のところ、先ほど課長会議というお話は一旦ございましたけれども、それ以外については、今のところまだ情報がないんですが、既にもし着手されているようなことでもいいです。これからこういうのをやっていこうというアイデアのお話でも結構です。具体的な方策、アイデア等があればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今ありました町民との対話、これにつきましては、就任後直ちに、私と町民との対話の仕組みを制度化するように指示を出して、新年度から実施するように、今事務を進めているところです。

具体的には、日時を決め、毎月役場において、あらかじめ私との対話を求める方を募り、私や町に対するご意見やご要望、各種のアイデアなどをお伺いするものでございます。スケジュールの都合上、何月何日とか、何曜日とか、なかなか日程を固定化が難しいものですから、毎月の実施にあたり、前月あたりにホームページとか、広報などで実施可能日をお伝えして申込みを受ける予定であります。また、小さな会合とか、サークル活動等において、私の時間的制約がなければ雑談という形でも参加できればというふうに考えております。

どちらにしても初めての試みでありますから、実施しながら至らない点とか、不都合な点は改善していくというふうに考えております。

要は、あしたの御宿町をどうするかと。方向性や実施方法などを議論、これをしたいので、個人的な心配事、ご要望、これについてはこの取組の対象とはせずに、役場内のしかるべき部署で対応したいというふうに考えております。

ちなみに、名称についてなんですけれども、「原町長と腹を割って語る会」という名称にして、サブタイトルとして「ピンチはチャンスだ御宿町」、こういう名称にいたします。実際の運用は4月から考えております。また庁舎内のことは、まだちょっとそこまでいっておりませんので、順次やっていきます。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

早速新年度から制度化をされる、町民の皆さんとの対話の場「原町長と腹を割って語る会」、サブタイトルとして「ピンチはチャンスだ御宿町」。非常に軟らかいというか、今までの町のいろんな取組にはなかった雰囲気、この町変わり始めたというふうに町の皆さんに感じていただけるようなタイトルだと思います。すばらしいと思います。

こういうところだと思うんですね。やる内容はともかくとして、ともかくって、失礼しました。言葉を間違えました。やる内容ではなく、見え方、受け取り方、印象、町の皆さんがどういうふうに受け取るかということとはとても大事だと思うんです。同じことをやっても、名前のつけ方一つで、何かいい感じ、楽しそう、前向き、明るい感じと受け止めるのか、何となく

堅くて、役所がやることだから、何かつまらなそうみたいなのはどうしてもあると思うんです。

ですので、こういう形で非常に軟らかいし、ある意味挑戦的ですよ、まさに。チャレンジングなネーミング、名前のつけ方だと思います。素晴らしいと思います。内容については、町長お話あったとおり、やってみて、初めてこれはやりようを変えたほうがよさそうだねとかというのは当然出てくると思いますので、それも含めてチャレンジ、失敗しながら次につなげていくということで、本当に明るいニュースになるのではないかなと思います。ありがとうございます。

この語る会ですね、これは僕の勝手な提案ですけれども、町長と町の皆さん語っているところに、たまには、ここに座っているメンバーも混ぜていただくとか、しかも同じ議員ばかり混ぜていただくというのはよくないと思うので、何かランダムじゃないですけれども、思いがけず今日はこの議員が突然同席するとかというのも、とても面白いのではないかなと思いますので、そんなこともちょっとアイデアとして言わせていただきました。ありがとうございます。

それから、職員の皆さんとの対話、これは先ほどの日報、週報も対話の一つだと思うんです。そんなことも含めて、必ずしも対面で生の言葉のやり取りだけではないということも含めて、対話の仕方、在り方というものを研究していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

私もまた、具体的なアイデアとか、よその町の事例なんかが、もしいいのが見つければお届けしたいなというふうに思っています。

では、この対話に関してですが、もう一つ違った観点からご提案を一つさせてください。

今申し上げたとおり、対話というものは、一つはやっぱり対面で顔と顔を突き合わせて言葉のやり取りをするというのがあります。それから、先ほど申し上げた週報みたいなもので、文書でのやり取りというものがあるかと思うんですが、町民の皆さんとの対話の深め方の一つ、ツールとして、今のこういう時代ですのでネット、携帯、スマホを含めたネットを使った対話というものも、ぜひ選択肢の一つに入れていただくとよろしいのではないかなというふうに思っております。

このツールに関しても、先日少しだけ町長にはご紹介だけさせていただきました。それから、昨年ですか、前総務課長さんのほうには、簡単なアイデアというか、ご提言みたいな形でツールの紹介もさせていただいたことがあるんですが、S u r f v o t e というネットの無料で使えるツールがあります。

これは、ぱっと見、よくあるインターネット上のアンケートみたいなもののように映るんで

すが、趣旨としては、狙いとしては、ずっと町長が掲げられております対話、意見交換をインターネット上で、いい形で対話を深めて、議論を深めて、そしてなるべく対立を生まずにいい形で合意形成をしていく。そういったためのツールとして、ぱっと見、ただのアンケートのように映るんですが、実は少し細かいところでいろんな工夫がされていて、そういう合意形成に使っていただけるというツールが、少なくとも今のところは無料で使える形で提供されていて、私も提供している会社の方と少しお話しする時間をいただいて、会社の思い、理念みたいなことも含めて非常に感銘を受けまして、ぜひ我が町でもいい形で活用していけたらなというふうに思っている次第でございます。

このツールについてもいい形で、最初から重たい、例えばずっと今懸案になっています御宿小学校をどうするかなんていう重たいネタでいきなりそういうツールを使っても、どういう方向に話がいくかどきどきすると思いますので、よその町の事例ですと、例えば、町役場の職員の方々の服装について、もっと緩やかなルールにして私服とかありにしたほうがいいんじゃないかとか、いやもうちょっとルールを厳格にしたほうがいいんじゃないかとか幾つか項目があって、服装についてどう思いますかというのを、町民の皆さんに投げかけて、それで、私はこう思います。いや私はこう思うよみたいなことをネット上で町民の皆さんがやり取りした結果、ある期間をもって、いろんな人の意見を交換した上で、最終的には私、最初こう思っていたけれども、やっぱりこう思うようになったというようなことが、いわゆるアンケートの何人、何人、何人みたいな形で出るというような形で使っている町がございました。

そんな形で、町の将来を右にいくのか、左にいくのかみたいなことではなくて、日頃のちょっとした、それこそ業務の改善ですとか、雰囲気づくりのようなもののケースから使っていきながら、そのツールの使い方だとかというのを、職員の皆さんも、それから町の皆さんも慣れさせていただいて、みんなそのツールのことが知っている。また、こういうことが町の課題としてあるから、またあのツールでやろうよというのが、当たり前町民の皆さんからも声が出るような状況をつくってから、いよいよ大きな、重たい課題、懸案事項についても、そのツールを使っていくというようなことができたらいいいのではないのかなというふうに勝手に思っている次第です。

昨年、このツールをご提案させていただいたときには、実は御宿小学校の更新問題について、シンポジウム、意見交換会をやろうと言ったタイミングで、その意見交換会とセットの形で私としてはご提言をさせていただきました。

趣旨としては、やはり公民館でパネルディスカッションなりの意見交換をやろうよと言って、

開催したときに参加できる方って限られていると思うんです。町民の皆さん、関心持っている方は100人、1,000人いたとして、でもその会合に、催しに参加できるのは、やっぱりそのうちの1割とか2割とかということで、ほとんどの方は仕事の都合等々で参加できない方が多いと思います。

そんな方に対して、今申し上げたツールをもし使えば、動画や写真、文字等で、そのパネルディスカッションや意見交換会で、こういう意見が出て、こういう雰囲気、こういう話合いがなされたんだよということを見ていただいた上で、その上で、あなたはどう思いますか、私はこう思いますよというような議論を深めるということが画面上でできるという形になります。

そうすることで、参加できなかった方もその議論に参加できる、あるいは限られた1時間、2時間なりの時間の中では議論が深まり切らなかった、まだもっと話したいのにやっぱり時間の制約上終わっちゃったという、その先の議論も画面の中で続けることができる、深めていくことができる、いったような意味で、いろんな形でリアルな討論、議論と、ネット上の議論というものの組合せで、いいもの、いい形の取組になっていくんじゃないかなというふうに思った次第です。

また、私ばかりべらべらとしゃべる一般質問になってしまったんですが、町長、少し画面も見ていただいたと思うんですが、このネット上の対話ツールについて、一言いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） S u r f v o t eについては、先日ネットで見ってみました。なかなか面白いシステムで、取組であると思いました。これが取り入れられるか、みんなに浸透していくかは、これからだと思います。そして、先ほどありました学校問題とかも、これから対話の中にそういう話も出てくるとしますので、そういった中でまた進めていきたいと考えております。

それから、先ほども言いましたけれども、対話の内容については、個人的な心配事とか、要望などは対象とは考えておりませんので、そういったのは役場の部署が対応するというご承知おきください。それから、先ほどありました、この対話に議員の方、参加大歓迎でございますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

議員参加オーケーだそうです、皆さん。ちょこちょこ混ざらせていただければと思います。

混じりましょう。

ということで、対話のツール、S u r f v o t eについても、前向きにご検討いただけるのではないかなというご答弁でしたので、ありがたい次第です。

今は無料ですが、はやってきちゃったら有料になってしまうと思いますので、間違いなく。早いうちに、最初の一步を踏み出していただければと思います。

向こうの会社さんと話をしたら、今なら導入の手ほどきとか、それから職員の方に向けた講習のようなものも、全て向こうから出張してきてくれて、無料でやってくださるということで、売り込み中の今、なるべく早めにコンタクトを取っていただければと思います。私もお手伝いしたいと思います。

ということで、挑戦と対話について、2つご質問させていただきました。

今日の私の一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほど来、マクロの話を延々と皆さんやってくれまして、私はどちらかというとミクロな話になろうかと思っておりますので、でもこの件は延々と続く事業かと思っております。

今回の質問は、町が都市計画法に基づく都市計画区域に町全体を設定されたのは平成16年9月7日だそうです。約20年前かと思えます。建築基準法がこのことによって全地域に及ぶようになりました。個人が自宅を建てる、建て替える場合は、主として建築基準法に熟知している建築士に依頼している方が多いと思いますが、建築主は道路幅、4メートル未満の道路に接している場合は、道路中心線から4メートルまで後退した建築計画を余儀なくされます。つまり、このことをセットバックにより、公衆道路的に提供される土地、以下土地という、の扱いについて、町の基本的な考えについてただしたいと思えます。

町では、上記のような案件は、令和元年から令和6年まで何件あるのか。それについてお答え願います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、この案件について、令和元年から令和6年まで何

件あるかということで、セットバックの件数についてお答えいたします。

まず、令和元年は5件、2年度は3件、3年度は7件、4年度は4件、5年度は6件、6年度は1月までで3件で、この6年間で28件でございます。

以上です。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

そうすると、年間当たり平均で何件ございますか。約5件ぐらいですか。5件、町には四捨五入して5件ぐらいあるということです。この件は、後ほどの負担の関係で聞いているんです。件数があまりにも多いんだったら、町の負担は大変かと思うんです。私はそれは、それまでいろんな形で関与してもらいたいとは思いませんが、件数が少ないのであれば、町の財政で何かと支援してもらいたいということなんですけれども。

次の質問にまいります。

町は、夷隅土木事務所の建築主事と建築確認に同行しているのですか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） ロの質問の町では土木事務所の建築主事と建築確認に同行しているかということです。問いにつきましては、建築主事が行う建築確認作業は同行しておりません。ただし、年2回、建築主事と建築パトロールのほうを実施しております。これは違法の建築物があるかないかの確認をしており、現在町では違法建築物なしで確認しております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） つまり建築基準法の42条第2項についての建築確認は同行していないという理解でよろしいですか。分かりました。

やっぱり町の方が同行して、付近のそのそういう42条2項道路の建築確認した場合は、隣の人も、やがてはそういう確認をしなきゃならない立場にあらうかと思うんです。どの程度セットバックするのかというのは、かなり住民の方は関心を持っています。したがって、そういう制度であれば、これはしょうがないのかもしれないけれども、42条2項道路については年5件だということなんだから、同行して各個人の内容を確かめるのは、町が一緒に行ってもいいんじゃないかと思うわけです。答えは要りません。

続きまして、町が土地を買い上げることはできないのかということで、この土地につきましては、当然ご存知のとおり、公共的な道路ですよね。どうしてもそこには個人の門とか、いろんな附属物を建てることはそれ以降できませんので、完全に公衆用道路になるわけです。

そうした意味で、これは私は年5件ぐらいだったら、町は買い上げてもよろしいんじゃない

かなと。最大でも2メートル道路だったら、大体片側、片側2メートルで、延長が20メートルなら40平米ですよ。大体何坪ですか、40平米だと、6坪ぐらいですね。今の評価で見ますと1万円ぐらいですか。6万円ぐらいですから、6万円の5件だから30万円ですよ。こういうものに町並みをきれいにしていくという意味では投資してもよろしいんじゃないかと、私は考えています。それについてはどうですか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） まずセットバックした土地については、道路としてということで分かるんですけども、2項道路の路線一帯を買い上げるということになりますと、やはり町に多大な予算が必要になるということで、現実的には難しいと考えております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） 一帯を買い上げるんじゃなくて、今、建築確認出た場所を、起きた場所について買うべきじゃないかということなんです。それがその路線のずっと全部を買い上げればいいのかもしれないけれども、それはだって地主さんが建物をどかさなきゃいけないでしょう。引き家しなきゃいけないでしょう。そんなことはできないじゃないですか。

だから私が言っているのは、あくまでも42条2項道路に適用されて建築確認出した土地については、課長が言ったとおり、年間5件ぐらいあるんだったら、年30万円ぐらいですから買ってもいいんじゃないかなと思うわけですよ。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） セットバックした件数でそれを購入となりますと、将来ずっと購入という形を取らざるを得なくなります。あるいは、実例でしますと、千葉市とか市原市ですと、やはり寄附を前提としたそういうセットバックの整備をしているというのは聞いております。ただ、御宿町で予算をかけて、やはり道を買うとなると、なかなか先ほど言ったように難しいかなという考えでおります。

以上です。

○5番（土井茂夫君） 何が難しいのか、私には想像がつかなくて、よく何が難しいで、たかだか30万円じゃないですか。そんなこと、町の予算と家庭の予算では違いますよ。今後検討してみてくださいますか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、セットバックした土地につきましても、寄附、売買という問題もありますので、それは今後検討するような形で考えていきたいと思っております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） それでは、寄附の方針でいきたいと。そして、今後は検討する余地があるということでしょうか。寄附だけでどうするんですか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 一応、やはり予算に係るものでございますので、道を整備するのは土地を売買するだけじゃありません。売買した後に整備というものもつきます。ですので、やはり多額な予算に係るというのは事務局サイドでは思っておりますので、そのところは寄附なのか、売買なのかというのは、今後の検討ということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○5番（土井茂夫君） これは申請者から直接聞いた話なんですけれども、寄附しようとしたら、町は寄附を受け入れなかったということがあったんですよ。私は、その方がうそをつくような方ではないと思っているし、何で寄附しようとしても受けないのかなということ、不思議に思っているぐらいで、ご存知のように、その方は分筆してそれと分けて、道路部分と宅地を分けて建物建てたんですよ。寄附しようと思ったら、町は引き取りませんと、こんな回答だったんですよ。おかしいよねって正直言われました。

あなたが対応したんじゃないと思うけれども、基本的にというか、私は買収してもらいたいですけれども、寄附は受けるんですね。来るんですね。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 今土井議員さんのお話の寄附という方はご存知ありませんけれども、町として先ほど言った計画の中で寄附をもらうということは可能でございます。ただ、いろんな整備の段階がありますので、時間はかかると思いますけれども。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） 登記簿が町にならないと、ほかの方が仮に知らなくて使った場合は、これはまた排除させるのに大変ですよ。だから、そういう小さな坪数かもしれないけれども、まとまればもっと大きな話になるけれども、町民の福祉というか、町民がその道路を利用する、その目的そのものは救急車とか消防車、緊急車両が容易に入っていくためには4メートル道路が必要なんですという、この都市計画法の趣旨なんです。

ですから、町に安全な生活、快適な生活を送ってもらうためには、むしろ促進しなきゃいけないわけなんですけれども、なかなか4メートル以下の道路につきましては、建物が連檐していますので、それを全部移動させてやるのは莫大な金かかりますので、それは現実的じゃない

などと思います。

前後しちゃったんですけれども、町が土地を分筆することができるのかなということで、いわゆる道路部分ですよね。やっぱりそれは全部じゃなくて、その人も宅地があるから。提供してもらった町の部分の土地を分筆登記の費用を持ってもらえないかなと思ひまして、どういうことでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 町で土地の分筆することができるかという問いですけれども、回答につきましては、分筆登記は、これもまた測量等の多大な予算が必要となります。ただし、現在進行しております地籍調査の中で道路部分として行えば可能じゃないかと考えております。ただし、土地所有者がいますので、協議、検討がやはり必要かと考えております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） そうした意味でも、地籍調査を進めていってもらいたいな。こういうことにも役に立つんですよね。ほかにももちろん役に立つんですけれども、個人がこれを分筆登記をすると、単純に100万円とか何かかかった場合、この地籍調査事業だと5万円で済むんですよ。町の予算、税金かもしれないですけれども、これは原資は当然住民が納めている金ですから、まるっきりゼロというわけではないんですよ。

という意味でも、地籍調査事業を、こんなこと言っでは悪いけれども、やるやると言っではなかなかやらないで、本当にいろんなところでこれを導入して事業を進めなきゃいけないようなものも結構ありまして、ぜひとも御宿町のためにも、この事業を併せて推進していってもらいたいと、そのように考えております。

いわゆるセットバックした土地、さっき大体6坪ぐらいとか何かと単純なんですけれども、ほとんどの土地の管理は地主に任せきりなんです。浜の土地を見たことある。どこの、何ですかね、須賀の土地を見たことある。そういう分と、あれは地主に任せきりな土地なんですかね。私は、あそこで何かしらあったときは、道路としての扱いを基本的にはしているはずですから、賠償責任とか何かという形が発生するかと私は思うんです。

やっぱり地主さんは、みんな碎石を敷いて、最低でもそういう敷いて、その土地が掘れちゃわなくて、水たまりにならなかつたり、いろんな管理をしていく上で、自分の近くで、自分の隣ですから、皆さんそういうと碎石を敷いているんですよ。

そういった意味でも、私のところは舗装でもして、もう碎石なんかは供給しないような形に持っていったほうがいいんじゃないかと私は思っていたんですけれども、公共であつて、個人

の土地みたいな、いやでも個人の土地じゃない。これってすごく曖昧な土地なんです。やっぱり公私をちゃんと分けてやっていくべきじゃないかなと、かように思うんですけども、課長はどうですか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 土地の管理を地主に任せきりということでございますけれども、基本土地は所有者の管理であります。ただし、町に、例えば移管、寄附とかとあればもちろん町が管理をするべきだと考えております。

ただし、移管されていなければ、やっぱり土地所有者である方が管理すべきということで考えております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） そうか。それは移管する前までは個人の土地だよという理解でいいんですね。だとしたら、少なくともあの土地は、その人だけじゃなくて多くの人が使うわけです。ですから公共的なんだけれどもね。であるなら税金は、私は少なくとも免除する、いや公共的な土地だと。公共と言っちゃいけないという感じだったら、公共的な土地だということで固定資産税を免除するようなことがあってしかるべきなんです。どういうことでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） ただいま土井議員さんのおっしゃるとおり、セットバックした土地については減税の対象となっております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） ちょっと聞こえなかったんですけども、健全……。

○建設水道課長（永石知功君） 減税の対象になっております。

○5番（土井茂夫君） 減税の対象ね。

あわせて、もともとの土地から切り離されちゃいましたから、仮に分筆登記は何かしないにしても、もともとの土地から20平米なら20平米引いた上で対応。元帳どこから使うんですか、20平米引いた上で評価してもらってよろしいんじゃないかなと思うんですけども、いかがになりますか。どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 今の件でございますが、セットバックしていただいて、公共の用地としての利用ということでですので、減免というよりも、その面積に関しては非課税の対象となりますので、所有者としては個人のものでありますので、所有面積は変わりません

が、そのうちのその部分に関しては非課税の対象ということで、固定資産税からその分は除かれた税額がご負担いただく税額になるということでございます。

○5番（土井茂夫君） 100あって20が公共的な土地になったとするじゃないですか。元帳のほうは80になっちゃうじゃないですか、20引いちゃうんだから。だから公共的土地が20だったら、80になっているんでしょう。80課税すればいいんじゃないですか。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） ですので、100のうちの80が課税で、残りの20は非課税という評価になると。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。それならよく分かりました。

そういう扱いにしてしかるべきで、そういう形でやっているということですから、私としては、ごく、当たり前だと言っては申し訳ないけれども、やってくれているんだと思います。

あと、この場合のケースの交差点付近の土地、これにつきましては、そもそも道路が狭い4メートル、できても4メートルですから。ですから交差点付近の土地につきましては、ぜひとも隅切りを、車が出やすい、車が入りやすいという措置を、それにはちょっと関係ないにしても、地主さんには少なくともお願いするとか、しなさいということとはできないので、お願いするというような、そういう措置を取っていただきたい。どうですか。一言言っておかないと。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 土井議員さんのおっしゃるとおり、交差点では隅切りの設置について、あれば通りやすい道路ですけども、二でお答えしたとおり、やはり土地の所有者がいますので、そのところはやはり協議、検討が必要かと考えております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） 私から言うのはくどいようなのかもしれないけれども、提案をすると応えてくれる方も結構いらっしゃるんですよ、それについてね。町のためなら、それは。またみんなが通る道だから協力しますよ。私は反対されたことは今までないんですけども、正直。それはすごく大事なことだと思います。事故防止を、事故を減らすような。

自分自身もそこで車を運転すると、あるとないでは相当違うんです。これに限って、だからこそ県の建築主事と一緒に現地に赴いて、その方と面識、今度はできますので、そのときにそういう話をしていくと、電話ではなくて直接お会いすると、やっぱり効果的だと私は考えます。

それはそれぐらいにしまして、今取りあえずと言っては私も不満なところもあるんですけど

ども、こういうことをご相談に来た人に対して、町はこういう方針でやっていますというものをペーパー1枚でもいいから出して、よそとは格差がないように、この人だったらこっちを、この人。何も書いていなければそうなっちゃうんです。ですから、ぜひとも、またもっとよく改善されたら、またペーパー変えていくというか、今の段階ではこうですよという形で提出してはどうかと思うんです。

最後に、原町長も、この件についてはかなり専門家ですから、私があるのでしゃべるのがちょっとおこがましかったんですけども、ここにどうか道路のそういう細街路について、やっぱり全体的な都市計画の中で調和の取れた町づくりをするためには、こういう恵まれない道路について、特に光を当てて、この町をもっとグレードアップするような形にしてもらえたらと、かように思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、5番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

ここで15分間休憩いたします。

（午後 2時49分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇願います。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢と題しまして、1点目、平和と町づくりについて、2点目、第5次総合計画の評価について、3点目、行政のトップとなり2か月が経過し、一町民であった以前と以降の行政の評価について、4点目、町民の暮らしと公約及び実現方法について、町長の考え方をただしてまいりたいと思います。

1点目であります、平和と町づくりについて伺います。

憲法9条や核兵器廃絶の条約の発効並びに被爆者団体のノーベル平和賞受賞への見解、町の取組について町長はどう考え、行動するのか承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 平和と町づくりについてということですが、まず、平和と町づくり、言われるように憲法とか核兵器という件については、国政レベルのこととなりますので、町の取組について町長がどう考えて行動するかというのは難しいと思います。

町長の立場としては、町のことを考えるのが最優先だと思っております。ただ、私としては、争い事がない、苦しむことのない世界の実現を望んでおります。

以上です。

○8番（石井芳清君） 国レベルの話であり、町としては、基本的な考えについては町長述べられなかったということでしょうか。

ちなみに、御宿町議会は、令和4年3月17日に決議を行っております。一部というのは僭越でございますので、改めまして、どういう決議がなされたかについて読み上げさせていただきますと思っています。

ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻に対する決議。

本年、令和4年2月24日、ロシア政府は、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、子どもを含む多数の死傷者を出している。

こうした国際法や国連憲章を無視した武力行使は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、ウクライナ国民の人命被害拡大が深く憂慮されることはもとより、ロシア自国民をも含めた国際社会全体の平和と秩序、安心・安全な地上を大きく脅かすものである。

さらに、プーチン大統領による核兵器の使用を示唆する発言は、核の威力を背景に他国を威嚇するものであり、唯一の戦争被爆国として核兵器の廃絶と世界平和を願い続ける日本国民として、断じて看過できるものではない。

加えて我が御宿町は、先人が為した400年前の難破船救助の史実を、国境を越えた人類愛にあふれた郷土の誇りとして語り継ぎながら世界平和を希求している。

御宿町議会は御宿町民を代表して、ロシア政府がただちに軍事行動を中止し軍を撤退させること、また、世界平和を願う全ての人々が国境を越えて一致団結し、ロシア政府による侵攻を早期終結に導くこと、そして核兵器のない世界平和の実現を共に目指すことを強く呼びかけるものである。

以上、決議する。

令和4年3月17日。

御宿町議会としております。

これは御宿町の決議でございます。これは決議されておりますので、町長、行政体もこの決

議に当然拘束をされると申しませうか、そういう内容であるというふうに理解をしております。この決議にも記されておりますが、御宿町は日西墨、そしてまたドイツなど様々な国とも友好関係を持つ、そういう小さな自治体であります、そういう自治体であります。また町内にも外国の方も多く帰住されているやに伺っております。

今、政府は、特に今年度予算においては、軍事費、大きな伸びを示しているというふうに報道されております。ちなみに、どういう状況かと申しますと、今年度の予算、先ほど衆院を通過したやに報道を受けておりますが、2025年度予算案の主要経費、前年度比伸び率の中で物価上昇率、昨年であります2.7%と報道されております。軍事費の伸びが9.5%、社会保障費が1.5%、文教・科学は1.4%、公共事業はゼロ%、中小企業は0.1%。そして、全ての係るわけでありませうけれども、食料安定供給がマイナス0.1というのが今年の現在の予算の状況であるというふうに報道されております。

このように、今政府は軍事一辺倒と言えるような国の姿勢を示しておるわけでありませうけれども、先般もアメリカの大統領とウクライナの大統領が会談をしまして、それが決裂をしたという報道がありました。しかし、こういうときこそ、やはり平和による外交が大事なのではないかというふうに私は考えるのであります。

そして、地方自治体も含め住民、そうした友好関係、国際関係を築くということも大変大事であるというふうに理解をしております。取りあえず、ほかもありますので、一応意見を述べただけで、次に移りたいと思います。

2点目、第5次総合計画の評価について伺います。

現在における第5次総合計画を総合的にどう評価しているのか、お伺いをいたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今の第5次総合計画、これは町の方向性を決める重要な行動と認識しております。令和5年度から12年度まで目標年次とした8年間の計画、そのうち4年間の前期、後期に分け、令和6年度で前期の2年が終わるということで、前期の後半に今度から入ります。

目標達成のためには、今までも話ありましたが、ゴールを目指しながら、途中でのチェックをするということが重要です。ここにありませうけれども、前期実施計画というのがあります。その中に今、前期基本計画の重点施策というのが7点載っています。今それについて、令和6年度終了時に振り返りをしてチェックをするという指示を出して、今、年度が6年度終了時にそういう結果を出すようにしております。そこから先に進もうというふうに考えております。

具体的に言いますと、この中の7点が、御宿小学校の校舎更新事業、清掃センターの適切な運営、道路インフラの長寿命化修繕事業、公共施設総合管理計画の進捗管理、御宿町のDX事業、人口減少対策事業、御宿版SDGsということの7点がありますので、これに対しては、早急に振り返りをいたします。

以上です。

○8番（石井芳清君） 第5次総合計画については、基本的に踏襲するというお考えでよろしいというのですか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほど幾らか出ておりましたが、計画は計画。ですから、それがうまくいかなかった場合は、それを検証して、次にどう生かすか。それが重要ですので、そういうことをやってまいります。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

そのための第6年度について事業の振り返りを行うというご発言だったかと思います。

その振り返りについて、その内容については、町民及び議会のほうにも情報共有していただくということでよろしいでしょうか。よろしいという考えでございますので、了解いたしました。

基本計画においては、今町長お示しになられましたけれども、財政計画、財政運用がなっております。今日も前段者の中で、各課の優先について質疑もされておりましたけれども、しかし町全体として、基本計画ですね、今後。振り返りもしていただきながら、改めて7年度、8年度、9年度という形の中で基本計画どおりに進むのか、また大幅に修正が必要なのか、また新たな状況が生まれるのかということもあろうかと思いますが、ぜひ前段者もありましたけれども、やはり現在進んでいる計画をチェックしていただいて、そこにどういうことがあったのかと、やはり新しい年度、これから生かしていくものがあるのかどうか。また反省点があるのかどうかについて、精査をしていただければというふうに思います。

次に移ります。

3点目、行政のトップとなり2か月が経過し、一町民であった以前と以後の行政の評価について、どうお感じになっているのか。先ほども幾つか町長からお考え述べていただいておりますが、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 行政の評価は、私も2か月であって、行政の手法と、今までいた民間

の違い、これを今感じているところです。行政としていっぱい言っておりますが、行政としては失敗は許されない、批判を受けたくないという意識が強く、安全側を求めるために前例を踏襲する。できない理由を考えて、どうしたらできるかを考えない。何が町民のためになるのか、そのために何をするのか。先ほども言いましたけれども、役場職員の方も志を持って業務にあたっておりますので、もっともっと意識改革、それをする事と、そういった算段をすることが必要と今考えております。

今やっているように、議会とも議論をして、町民とも対話をして、その中には当然肯定的な意見もあるし、否定的な意見もあると思っています。ただそれが、全て次につながる重要な資料になると考えておりますので、両方のよいところが引き出せるよう、ひとつひとつ向かい合っていこうと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解です。分かりました。

真摯に向き合っていかれるというふうに理解をいたしました。

それでは、4点目、町民の暮らしと公約及び実現方法について伺います。

まず1点目であります。

町民の暮らしの状況について、町長はどのように感じておるのか。選挙終えたばかりでございますので、一番そういう面では、じかに町民と触れ合いながら選挙戦ってこられたかというふうに理解をしております。特に今般物価高騰の中で、先ほども述べましたけれども、年金の目減り、商工業者、農漁業者、町民の暮らしをどう受け止めるのか、具体的な対策、予算を含めてどう考えているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 物価高騰や収入減の対応、これは御宿町に限らず全国的な問題、国では重点施策地方交付金、これを制度化し、低所得者や子育て世代への給付金、エネルギー、食料品等への物価高騰の影響を受けた生活者、事業者、農林水産事業者への事業支援を行っております。

本町においても、この制度を活用し、住民向けの支援を行います。低所得者向けの給付金は、2月の臨時会で予算の承認をいただきました。事業者向けの支援制度につきましては、事業内容が固まり次第、補正予算により対応したいと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解しました。

物価対策は先般の臨時会ですね、国の交付金事業ということで、これは議決をされたというふうに理解をしております。

そして町民の暮らしでありますけれども、先般、国会の中で所得水準に対する税の公平化という議論がされておりました。我が党の国会議員、グラフに示したところを見ますと、約900万円の収入以下への世帯については、所得税よりも消費税のほうが負担が大きいという試算が出されまして、国はこれを否定をいたしませんでした。

やはり今、物価高騰で消費税10%ですから、それにもろに負担が大きくなるということだろうと思います。また、年金の支給日は銀行に行列ができると。これは先般、地区の役員会議でもそういう話題が出ておりました。それからあとお米についても、非常に高騰しているという状況が生まれているというふうに伺っております。

町民の暮らしを支えるという点で、国の施策の活用ということももちろんだと思いますけれども、私は、役場職員約100名いらっしゃるというふうに伺っておりますけれども、その100人が先ほども職員の特性いろいろあるという町長のお話もありましたけれども、やはり知恵を合わせて、セーフティネットとして働いていくと。それこそチーム御宿町役場として、町民一人も取り残さないと、こういう決意が必要だと思うんです。

先ほども幾つか安全の話で質問が出ていましたが、条例や契約やそういうものどおりであれば、私はコンピューターでやるべきだと思います。御宿町役場というのは、血の通った人間が、そういう役場じゃありませんか。今それが本当に求められておると思うんです。

先ほど町長も前段者の質問で、きちんと回答を出しなさいという指示を出したというお話もありましたけれども、何とか住民の願い、実現できないのか。お金がないということではないと思うんです。皆さんは知恵もあります、経験もあるじゃありませんか。そういうものをどう引き出していくのか。そして、町民一人も取り残さない、そういう町づくり、行政体が行政としての本当しっかりした仕事をしていくということが、まず第一に私は求められていると思います。

同時に、先ほども町長7つあるとお話いただきましたけれども、それも全て喫緊の課題ですよ。今すぐにやらなきゃならないものばかりだというふうに思っておりますけれども、まず行政体として町民にどういうサービスをしていくのか。そこはやはり皆で議論をして、ああよかったなと、そういう御宿町にぜひしていただきたいと。

ちなみに、秋の決算を見ましたけれども、収納率、御宿高いんですよ。これはやはり町民の皆さんのご努力だと思いますよ。皆さんの理解があると思います。あとは、行政をどうなす

かというのがまさに職員の皆さん、その力を発揮どきではありませんか。それは、私はお金ではないと思うんです。そこのところをまずきちんと受け止めていただきながら、新しい行政進めていっていただきたいというふうに思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今までのイメージからして、どうしてもトップダウン方式というのが役場の中で行われております。それをまず崩して、みんながいろいろ考えてやるということをまずやっていく。

それから、どうしてもお金がないということが出てくると言われておりますが、当然行政だから金もうけじゃないというのもありますけれども、それをやっていて自治体が自分たちで食べていけなく、みんなが困るようなことがあってはならないと思いますので、お金がないのなら、そこでそれを理由にするんじゃなくて、じゃどうすればお金が稼げるのか、町としてもね。ありますように、いろんな事業もやっておりますし、ふるさと納税とかもあります。そういったところから、どうやったらお金をつくり出せるか、そういったことを考えていきたいというふうに考えております。

また、あと町の公共施設、公共でやっている施設についても、はっきり言って黒字のものは一つもございません。公共施設だから赤字でもいいという考えは成り立ちませんので、どうすれば、そこもいかに減らせるか、赤字を。そういったことを考えていこうと、考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） それでは、具体的に幾つかお伺いしたいと思います。

まず1点目でありますけれども、町長、先ほどからありますけれども、挑戦と対話がテーマとして挑戦をされているということで、前段者にも質問に答えていらっしゃいましたけれども、まず1点目に、1月ですか、焼津市の自治基本条例制定記念市民ワールド、まちづくり市民集会、私もご一緒させていただきました。大変勉強になりました。

この視察について、町長も参加されましたけれども、参加してどうお感じになったのか。参考となった点があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 焼津市の市民ワールドカフェ、参加いたしまして、市民が参加していろいろな議論をされる。これはとてもすばらしい、自発的にやっていることすばらしいというふうに感じました。

御宿町でも、議会主催で、第3回「若モノ×議会」まちづくりワークショップが3月20日に

開催されると聞いておりますので、それをとても楽しみにしております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

この町づくりについては、また後ほど最後にもう一度触れさせていただきたいと思います。

次に移ります。

下田教授との懇談が先日行われました。午前中に町内の視察、午後から下田先生にこれについてどう考えるのかお話を、私たち職員と議会とで伺う機会をいただいたわけでありますけれども、これに対して、町長としての受け止め、また今後の町づくりにどう生かしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 3月25日、工学院大学名誉教授の下田先生においでいただいて、私、役場の職員、議員の皆様と町内の各施設視察して、有効利用の可能性などについてお話をしたところでございます。

御宿町が高いポテンシャルを秘めているということを聞きましたので、今後、具体的な計画の策定に着手したいと考えております。学校も布施小、まだこれから御宿町が継承するというところでございますので、早い時期にどうするかも考えたいと思いますし、御宿小学校もしかり、資料館についてもしかりで、いろんなことを考えていきたいと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

次に移ります。

小中学校の給食の無償化について、どう対応するのか。今般予算案も提案されて、先ほど予算の説明の中で50%補助をするというようなお考えを示されたわけでありますけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 小学校の給食の無償化についてなんですけれども、現在、町の財政状況を勘案して、令和7年度においては2分の1の助成とさせていただきました。国においても、まず小学校の給食無償化が検討されておりますので、制度化されたら完全無償化が実現します。中学校についても、早期の全額補助を実現させたいと考えております。また、布施小学校の子どもたちの通学についても、全小学生が安全で安心に通学できるよう、まずは交通ルール、これを守っていただくようお願いいたします。

以上です。

○8番（石井芳清君） 給食費、今般50%、国も今給食の無償化について議論はされているように伺っておりますが、それを踏まえて進めていくというお考えを今示されたというふうに理解をいたしました。

次に移ります。

御宿小学校更新事業について、どのように対応されるのか。今、町長答弁いただいたのが次の質問であろうかと思えますけれども、4月1日から布施小学校の子どもたちが通学してくるため、さらなる安全・安心な環境づくりというのが大事だというふうに考えておるわけですが、改めて御宿小学校の更新事業について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 御宿小学校の更新については、先ほど一緒に視察いたしまして、まず予算のところでもございましたが、あの小学校の耐力度調査、これを今、まだ今見積りをしている段階ですので、これが出てきた段階で補正予算で組んで調査を行います。それを踏まえた後に、小学校をどうするかという具体的な話に持っていきたいというふうに考えております。

それから、先ほどちょっと先に言っちゃったんですけれども、4月1日からの布施小学校の子ども、これについては、まず皆さんが交通ルールを守っていただく。これがまず第一番だというふうに考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 4月1日からの対応なんですけれども、予算のほうにはスクールバスですか、そういう事業も掲載されておるかと思えますけれども、このところが既存の、例えば、雨と天気の悪いときなども、非常にあそこの文教橋から小学校にかけて交通渋滞が発生するやに伺っております。

そうした中で、現実はどうバスが動いていくのかというものをまだ明示されておられません。ちなみにスクールバスについては、たしか先般の議会の中で附帯決議ですね、実施に関しての事前協議がされておったかというふうに理解をしております。もう4月に間もなくでありますけれども、そのことについてはどうされるのか。既に学校のほうには説明がされておるのかどうか。今交通安全に注意していただきたいやに町長答弁がありましたけれども、それが物理的に実現がされるのかどうか。一人一人が注意していればよいのかということでは私はないというふうに理解しておりますので、ここについては少し細かな答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、スクールバスの関係でございます。

まだルート等については、大通りを通る予定でいるんですけども、まだどの子がどこで乗るといところまでを今最終調整しているところですので、基本は布施小学校の後から全部県道、町道の1級町道、御宿台を通過して公民館に入ってくるような形で考えております。

送りについても、その逆側として考えているんですけども、御宿台経由となりますので、御宿台の帰りについては低学年の子どもたちを乗せる予定でおりますので、これについては現在の運行等変える予定ではございません。

まず、布施小学校に通っていた子を安全に御宿小学校に送り届けるという観点から、今月の中旬には保護者の方にも通知をする予定でございます。今準備を進めておるところでございます。

小学校とは、どの時間帯にどの学年が乗るとい、もう少し細かい話をしないといけないので、ちょっと時間がかかっているんですけども、保護者へは3月の中旬をめどに通知を出すといところと考えております。

御宿台の子どもたちについては、今と運行変わりませんので、布施小学校から御宿小学校に行く子を中心に、どこでどの子がどういふうに乗るといものをお伝えするといところと、あと同時並行でこども園の通園がござい。これについても時間帯を分けて運行するものと、送りについては小学生とこども園別に送ろうとしておりますので、2台用意して送る予定でござい。これについてはこども園のほうについても、先ほど保健福祉課長のほうからも今利用されている方がすごく少ないといこともござい。バスの大きさも含めて、今検討、最終段階として行っております。

業者については、既に入札等終わっておりまして、よしの観光さんが入札で落とされておりますので、4月1日から実際の運行ができるように、今準備を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

また、附帯決議のほうの関係でございます。これについては、まず教育委員会としての考え方とすれば、布施小学校のお子さんをまず安心・安全に、4月6日から学校始まりますので、その段階でちゃんと送り届けてお送りするといのをまず第一前提で考えると。町長のほうからも、このバスを町民に使えるような形が取れるかといことで、今後うちだけではなくて、ほかの課とも共同でこのバスが活用できるのか、また別のバスを用意しなきゃいけないのかとい部分の話し合いを進める予定でありますが、まだ4月の運行をまず先に進めさせていただいておりますので、4月以降、また少しずつその話を進めて、また皆さんと協議していこうと思

っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○8番（石井芳清君） もう1か月足らずで実施ということでございますので、布施小の保護者だけではなくて、やはり布施小学校に通う全ての人たち、それから周辺住民も含めて、当然いろんな交通上の影響が出ると思いますし、先ほど言った、特に雨の日など集中するやに伺っておりますけれども、そうしたことも踏まえて早めに周知することと、それともう一つは、やはり皆さんの声を聞いて、それでいいのかどうかと。もう時間がないからこれで進めるということでは、ちょっと私は少し乱暴ではないかなというふうに思うんです。

やはり、そうしたところ、丁寧にやっていただくということが非常に大事かというふうに思います。時間がないとは思いますが、ぜひ丁寧に、安心・安全な通学環境、周辺の安全・安心も含めまして対応を取っていただきたいと思います。

そしてまた、この空いた時間などを利用した町民バスの利用ということも検討するような今答弁があったかと思いますが、ぜひそうしたことも踏まえながら、やはり今、高齢者も大変多く住む町でございますし、免許の返納者もありますが、一方で食料購入だとか、お出かけ含めた公的な対応というのも大変重要になってくるかというふうに思いますので、せっかくの機会でありまして、検討事項は大変多岐にわたるかと思いますが、丁寧な対応を求めたいと思います。町長、それでよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどからあります安全・安心という言葉が出てきておりますけれども、安全と安心は必ずしも一緒でないと私は思っております。どちらかというと、安全は客観的な話、安心は主観的な話ということで、安全についてはいろいろな対策を講じて、どうすればできるか、そういうことを考えるということであって、安心ということは、それがどういうことになるか。例えば、安全だ、安全だと言っても事故が起きた。そうしたら安心ではないということ。これは主観的に考える問題で、ちょっと似ているけれども違うなというふうに考えております。

また、先ほど来出てきた交通問題についても同様で、まず皆さんが交通ルールを守ってもらいと、まずそこがスタートではないかというふうには考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 丁寧にやっていただくということで理解をいたしました。

次に、閉校となる布施小学校について、現時点での概要、状況はどのようになっているのか。

既にこの一般質問を出してから様々な状況が変わって、逐次報告は受けておるわけでありすが、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 布施小学校については、いすみ市と協議をして3月31日で閉校、布施学校組合も解散ということになります。これによって、布施小学校の校舎、備品等については御宿町が全て継承するという事となります。そのために、なるべく早く次の用途を決定したいと考えております。

先日ありましたように、工学院大学の下田名誉教授にもご意見などをいただきましたけれども、これに限らず、多くの方から具体策を募りたいので、まず情報提供すること。それで、できれば関心のある企業、発掘で具現化できるということになれば、雇用の創出とか、地域の活性化につながって、それが実現できるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 布施小学校でありますけれども、その前に御宿小学校が今耐力調査、これからやられるということで、具体的にはどうなるか、また検討が。その結果で、次にどう進むかというのが、私は様々な選択肢が一つあるというふうに理解をしております。

その中で、私は、一時か、ちょっとそれも分かりませんが、全く布施小学校を使わないということがゼロではないんじゃないかと、今の段階ですね。ただ、その間も様々な検討を同時にしていかないと、1年使わないと相当多分傷みが激しくなるだろうなというふうにも理解をしておりますので、そういうところを勘案をしながら、町民の皆さんの意見を聞いて、その前にも、今おっしゃられましたけれども、判断するための情報の開示が大変大事だろうと私も理解をしておりますので、ぜひそうしたものを開示していただきながら、町民の議論をして、御宿町の未来を創る学校の施設整備進めていっていただければというふうに思います。

次に伺います。

御宿駅のバリアフリーについては、基本的にどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 駅のバリアフリーについてなんですけれども、私は駅のことだけではなくて、町全体のバリアフリー、捉える必要があると考えております。まず基本的には、そこからスタートとなりますが、バリアフリー計画があつて、そのために駅のエレベーターの話が出てくるんなら分かるんですけれども、どうもエレベーターという話だけが独り歩きしている

ような気がして仕方がないので、まず町のバリアフリー、どういうふうにするか。それから考えていきたいというふうに考えております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

私もやはり町全体が高齢者、また障害者も含めて快適に過ごせる、生活できる、そういう環境づくりがどうあるべきなのかという中で、じゃそれに伴って駅がどうあるべきなのかということが位置づけられるというふうに理解をしております。これも時間のかかる作業であると思いますけれども、丁寧な対応を求めたいと思います。

次に移ります。

御宿駅西側開発について、公約等を幾つか述べられておられますけれども、基本的にどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 御宿駅西側の開発については、長い間いろいろ議論されているようですけれども、まず一つは、県道勝浦布施大原線、いわゆる実谷バイパスと呼ばれるものなんですけれども、今建設計画が大分進行しています。これが開通すれば、布施からずっと実谷を抜けて御宿台に出てくるというルートができますので、そうすれば人や車の流れが変わると考えております。そういったところで、部田地区の活用、生かせるというふうに考えております。

まだ、開通時期とかも未定で先のことなので、それまでに基本策定をしたいと考えております。具体的に再開発とか、商業施設の誘致とか、災害に対応するとか、そういうことの中から選びたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 実谷バイパス開通を視野に入れた計画づくりを行いたいというふうに伺いました。

駅西側ですけれども、あそこは海拔も低いということと、清水川の氾濫等という中で、私はかなり限定的ではないかなというふうに考えております。

一方で、実谷バイパスに伴いまして、いわゆる旧布施村ですね、私の住む地域でありますけれども、これからまた人の動き、動線が大幅に変わってくる中で、やはり地域、農業主体に皆さん生活されておりますけれども、そうしたものがどう生かされているかということも、私は大変重要であると。また、地域からもいろんな要望が来ているところでもございます。ぜひ、そうしたものを視野に入れていただきながら、この御宿町どうこう組み立てていくのか、そういうところも踏まえながら、検討いただきたいと思いますけれども、それについてはどのよう

に考え、一言、よろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどあった実谷バイパスについては、今の段階で大雨降ると通行止めになりますよね。小幡から市野川付近、あそこは通行止めになる。万が一災害が起きて海岸部の道路が使えなかった場合には、有効な道路になると思いますので、災害のことも考えて、早期の開通、これを望んでいるわけです。それに伴って、いろいろなことができると思いますし、当然狭い道路を通っていますので、事故防止にも必ず役立つというふうに考えております。以上です。

○8番（石井芳清君） 大きく動線が変わるということと、災害対策にもなるというお考えをいただいたわけであります。同時に、先ほども申し上げましたけれども、動線が変わるという中で、私たちの地域の暮らしですね、その様相も相当変わってくるんじゃないかというふうに思います。そうした先を見据えた町づくりについても、ぜひご検討いただきたいと思います。次に移ります。

遊休資産、遊という字がちょっと漢字が違っておりましたけれども、どう考えておるのか。今現在認識されている状況について、お話しいただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 遊休資産については、今その活用方法を取るために、資産の一覧表を今私のとこに取り寄せたところです。ただ、まだ一覧表なもので、果たしてその土地、当然田畑とか、山地とか、山とかいろいろありますので、それがどの程度利用できるものがあるのかというのを、今これから調べる段階でございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

今日、大きな町の課題、また町長の公約について、幾つか質問させていただきました。先ほど、焼津市に伺ってというところで、2回目の質問をちょっと取りやめて最後に回すというお話をいたしましたけれども、私焼津市に向かいまして、やはりびっくりしたのは、自治基本条例です。これは簡易版でありますけれども、これを制定10周年ということで、やはり先ほど前段者が、議会基本条例の中で、議会としてもこの間一致団結して基本条例に様々な活動をしてきました。そのことが、まだ結果が出るに至っていないかとも思いますけれども、外部から評価をいただいたのではないかと、私は理解をしております。

そういう面で焼津市でありますけれども、御宿町のワークショップもご指導いただいている

先生なんですけれども、10年以上前から自治基本条例制定ということで使用されておったということで、ちょっと読ませていただきます。

1、焼津市自治基本条例って何。

これは、焼津市の文化や社会を創造するための条例です。

未来を担う子どもたちが健やかに成長でき、誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちにしていくために、市民・議会・行政の役割やルールが定められています。

2、どうして、自治基本条例が必要な。

地方分権が進み、焼津市で地域の特性を生かした行政運営や市民参加、市民・議会・行政の協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

また、東日本大震災により、地域コミュニティの重要性が再認識された一方、少子高齢化、子育てや介護、防犯、環境問題など、地域と行政が一体となって取り組まなくてはならない課題が増えています。

そのため、地域と行政の協働によるまちづくりを行うための条例が必要になりました。

3、自治基本条例をどうやってつくったの。

市民の皆さんが主体となった焼津市自治基本条例を考える市民会議が平成23年11月に設置され、およそ2年の歳月をかけて条例案を検討しました。

また、この市民会議のほかに、市民の皆さんとの意見交換の場を設け、より多くの市民の思いを盛り込んだ条例の骨子案を作成し、平成25年9月、市長に提出しました。

この骨子案を基に行政が条例案を作成して議会に提案し、平成26年2月の市議会定例会で全会一致で可決され、焼津市自治基本条例が制定されました。

4、自治基本条例ができると何が変わるの。

市民・議会・行政の3者が目指すまちの姿を共有することで、よりよい自治を確実に進めていくことができるようになります。

また、今後さらに条例の基本原則、情報の共有、市民参加、協働と対話による合意形成をより一層進めることで、住みよいまちに変えていくことができますという説明があります。

また、この中で私非常に特徴的だったのは、この市民の定義なんですけれども、市内に住所を有する人（住民）、市内に通学・通勤する人、地縁コミュニティ（自治会など）、公益コミュニティ（NPOなど）のほかに、事業者が位置づけられているんですね。これはなかなかないと考えておりますし、やはり経済を起こすのは事業者の方々だというふうにも理解しております。

こうした方々も交えて、やっぱりみんなで町づくりを議論をすると。それぞれの力、領分の中で町づくりを進めていくということで、町長、今日一日朝からいろんなお話をされましたけれども、やはりそれを確実に実行させるためにも、御宿町においても自治基本条例、私は制定が必要ではないかというふうに考えます。これも力が要ることかも分かりませんが、やはりきちんとした約束事があって、初めてきちんと一步一步前に前進できるのではないのでしょうか。遠いようかも分かりませんが、私はやっぱりずっとあれから帰って考えたんですけれども、やっぱり御宿町、この条例制定を避けて通ることはできないと考えます。

それこそが、町長が公約されている町づくりだというふうに理解しているわけでありますけれども、これについて、町長どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今のお話で、やはり焼津市も10年かかってここまで来ていると。条例策定に3年ぐらいかかっているということで、御宿町は、これから第3回ワークショップですよ。そういうところでまだ入り口というか、スタートのところだと思いますので、やはり焼津市でもそれだけ時間かかっていますので、早く取りかかってやっていくと。

それから、先ほどから北村議員からもありましたけれども、徹底的にパクるというのがございましたので、そういういい事例がありますので、それをぜひ参考にしてやっていきたいと思っています。

特にやはり、そういうことを手がけている専門家とか必ずいるわけですから、そういうことの意見を聞くことが大変重要だと思って、策定できれば早いところやりたいと思います。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

あと一般質問には、特徴は増えておりませんが、この焼津市に向かう途中で静岡市の用宗に伺うことができました。ここは民間主導で、ちょうど岩和田よりちょっと広いぐらいですかね。そういうところで、民間主導で様々な新しい施設、それを民間が運営するということが、行政はどうも法的な対応ぐらいしかしていないということでもありますけれども、すごいすばらしい町づくりがなされておりました。大変びっくりいたしました。

そうしたことも、おかげさまで経験することができましたし、今町長お話ありましたけれども、徹底的にパクるという中では、焼津市の市長さんはじめ、いろんな形でこの間の苦労について教えていただくことも、私は可能ではないかというふうに思います。

町民との対話、そしてやはり失敗を恐れない町づくり、町長先頭に議会としても挑戦してい

こうじゃないかということも私から申し上げさせていただきまして、一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案第1号 御宿町副町長の選任についてを議題といたします。

田邊義博君より、自己に関する議案であるため退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

（総務課長 田邊義博君 退場）

○議長（滝口一浩君） 原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長（原 宏君） 御宿町副町長の選任について、ご説明申し上げます。

御宿町副町長に田邊義博氏を選任したく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

多様化、複雑化する社会情勢の中、当町の行政運営においても、様々な課題を抱えております。このような中、行政はとどまることなく、社会情勢や町の情勢を的確に把握し、課題処理の効率を図り、行政需要に対応していくことが必要であります。

同氏は、総務課長として現在在職しており、今までに、産業観光課長、企画財政課長、保健福祉課長を経験し、行政経験は豊富であります。今後、行政運営を進める中で各種計画の推進はもとより、新たな取組への実施・推進を図るためにふさわしい人物であると考えております。

略歴は別紙のとおりでございます。ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日より令和11年3月31日までの4年間です。

以上です。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

田邊義博君の復席を求めます。

(総務課長 田邊義博君 入場)

○議長(滝口一浩君) 田邊義博君に、議案第1号は原案のとおり同意されたことを告知します。

ここで田邊義博君より発言を求められております。これを許可いたします。

田邊義博君。

○総務課長(田邊義博君) ただいま議員各位のご高配により、副町長のご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

これから原町長を補佐させていただきながら、住民福祉の向上に尽力してまいりますので、なお一層のご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第6、議案第2号 御宿町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長(原 宏君) 御宿町教育委員会教育長の任命について、ご説明申し上げます。

令和7年3月31日をもって御宿町教育委員会教育長、前森勤氏が辞職するため、前森氏に代わり、新たに海老根秀昭氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりですので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお任期については、前任者の残任期間である令和7年4月1日より令和9年3月31日まで

の2年間です。

以上です。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長（原 宏君） 御宿町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

令和7年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、吉野康彦氏を引き続き教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりでございます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお任期につきましては、令和7年4月1日より令和11年3月31日までの4年間です。

以上です。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第8、議案第4号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長(原 宏君) 御宿町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

令和7年3月31日をもって御宿町教育委員会委員、浅野智子氏が辞職するため、浅野氏に代わり、新たに末吉富久子氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりですので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和7年4月1日より令和9年3月31日までの2年間です。

以上です。

○議長(滝口一浩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第5号 御宿町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤城祐君の退場を求めます。

（7番 伊藤城祐君 退場）

○議長（滝口一浩君） 原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長（原 宏君） 議案第5号 御宿町農業委員会委員の任命について。

御宿町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、伊藤城祐氏を農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

略歴については別紙のとおりでございます。

任期については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。ご同意いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

伊藤城祐君の入場を許します。

（7番 伊藤城祐君 入場）

○議長（滝口一浩君） 伊藤城祐君に、議案第5号は原案のとおり同意されたことを告知します。

◎議案第6号～議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第10、議案第6号 御宿町農業委員会委員の任命についてから、日程第16、議案第12号 御宿町農業委員会委員の任命についてまでは関連がありますので一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第6号 御宿町農業委員会委員の任命についてから、日程第16、議案第12号 御宿町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長（原 宏君） 議案第6号から議案第12号 御宿町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、御宿町農業

委員会委員の任命をしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第6号は、嶋田武志氏を農業委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号は、中島克巳氏を農業委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第8号は、本多正樹氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第9号は、渡邊信之氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第10号は、吉野伸好氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号は、岡本光代氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号は、山崎桃子氏を農業委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、別紙のとおりでございます。

任期については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。ご同意いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第12号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第17、議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

原町長より議案の説明を求めます。

原町長。

○町長（原 宏君） 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

令和7年3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員、岩瀬義博氏に代わり、新たに岩瀬由紀夫氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

略歴については別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

以上です。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第18、議案第14号 布施学校組合の解散に伴う財産処分に係る協議についてを議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議案第14号 布施学校組合の解散に伴う財産処分に係る協議につきまして、ご説明を申し上げます。

これまで昨年3月から計8回、主に事務レベルにていすみ市と御宿町とで解散及び財産処分に関する協議を進めてまいりました。これまでの協議の中では、財産処分に関する基本方針について、清算方法、土地建物等、職員手当負担金、学校備品、残債及び国庫納付金、解散後の事務の継承、施設の維持管理経費についてなど、項目ごとにいすみ市、御宿町互いの案を持ち寄り調整を図ってきたところでございます。

協議の過程では、残債及び国庫納付金については、これまでの学校運営に関する残債及び国庫納付金であることから50%ずつ引き継ぐこと、退職手当負担金の配分割合については、これまでの経常経費の負担割合の過去3年間の平均によって配分することなどを協議してきたところでございます。

本年1月10日に、いすみ市からこれまでの協議といすみ市長の意向も含めた報告があり、布施学校組合の土地建物等については御宿町において活用を検討してもらえないかとの提案がございました。これを受け御宿町におきましても、町長はじめ関係課で協議した結果、今後これまで事務を行ってきた御宿町において、今後の活用を含め維持管理していくことが望ましいという町の方針が定まりました。

1月28日のいすみ市長と御宿町長の会談により、御宿町において布施小学校の土地及び建物などの財産を引き取ることを申し入れたものでございます。

それでは、資料に基づきまして財産処分の内容についてご説明をさせていただきます。資料の1、2ページをご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。

1、御宿町が継承する財産でございますが、（1）といたしまして、布施学校組合立布施小学校の土地でございます。こちらに記載のありますとおり39筆、合計1万9,522平米でございます。

（2）建物等は千葉県夷隅郡御宿町上布施909番地の布施小学校の校舎、屋内運動場、倉庫等になります。面積等は、そこに記載のあるとおりでございます。

（3）その他の施設、工作物等は、プールをはじめとした附帯設備等になります。

（4）その他組合が所有する全ての物品は、学校にございます学校備品等となります。

続きまして、2ページから3ページをご覧ください、2、いすみ市及び御宿町それぞれが継承する財産といたしましては、（1）債務が1億21万2,781円。これは、これまでの学校運営に係る費用であることから、解散日における残債については、いすみ市50%、御宿町50%で

継承することとしています。

(2) 国庫納付金ですが、国庫補助を受けて整備した建物等の処分制限期間内の転用、貸与、譲渡、取壊し等の財産処分手続によって国庫納付金等が発生した場合につきまして、納付金額は、いすみ市50%、御宿町50%で負担することとしています。

(3) 退職手当負担金ですが、退職手当負担金事業は、布施学校組合では千葉縣市町村総合事務組合に委託しているところですが、これは過去に布施学校組合の職員であった用務員等に支払いを行ってきたものとなります。近年では、布施学校組合事務局職員は御宿町から派遣され、退職する場合は御宿町へ戻り退職していたため、布施学校組合としての退職手当負担金の支出はございませんでした。

そういうことから、退職手当支給事務の負担金の収入と支出の合計金額の差でございます累計収支差301万7,311円は、いすみ市17.1%、御宿町82.87%で継承することとしています。この負担割合は、これまでの布施学校組合の経常経費の負担割合である児童数割を用いておりますが、過去3か年分の平均した数値でございます。

次に、3ページ下段でございます、3の事務の承継については、これまで事務を行ってまいりました御宿町がその事務を承継することとしております。

布施学校組合の財産処分に関する内容については、議会の議決をいただく必要がございますので、地方自治法第289条の規定により、同組合の財産処分をいすみ市、御宿町と協議により定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第19、議案第15号 字の区域の変更についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第15号 字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

本議案は、土地改良県営中山間地域総合整備事業御宿地区の竣工に伴い、字の区域に変更が生じるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

上布施、実谷、七本地域で平成21年度から県営中山間地域総合整備事業を実施しており、本事業による農業基盤整備工事により、既存の農地をより効率よく使用できるよう、土地の区画形状を整形する区画整理のほか、農道や用水路、用排水路の整備等の圃場整備工事を実施いたしました。

これにより、別添変更調書のとおり、従来の土地等の境界とする字、小字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更箇所については、添付の変更調書及び大字・字界変更承認申請図のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

中山間地域総合整備事業ということで、字の区域の変更ということですが、これで中山間地域総合整備事業は全て終わりになるということでしょうか。

先ほど令和6年度事業について振り返りを行うということで町長が述べられましたけれども、この中山間総合整備事業、これはハードウェアの部分ですね。ソフトウェアの部分を含めて、多分一括であったかと思いますが、この整備事業、先ほど提案理由の中で総務課長が整備理由を述べたわけですが、かなり始まったときと比べて年月もたっております。当時の役員の皆さんも、大分年齢も押しているかというふうに理解しています。いわゆる担い手の問題が

あろうかと思いますが、そうした中で、この中山間地域総合整備事業、これで一応一区切りするとするならば、どう評価しているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 中山間総合整備事業につきましては、平成21年度に採択を受けまして、平成22年から区画整備工事に着手してございます。現在は附帯工事というところで、水路、道路等の補修を行っておりますけれども、先日県のほうからその部分については、次年度に繰越しというところでご報告を受けてございます。

次に、石井議員さんからご意見ございましたように、かなりの月日がたってしまっておりますので、従事者についてもご高齢になっているというところでは理解してございます。実際、営農の部分でございますけれども、主食用の米を中心に行っておりますけれども、そのほかに予定といたしましては、ジャガイモ、里芋、ネギ等の野菜のほか、キンセンカ、スイセンなどの花卉というものを最初計画していたところがございますけれども、高齢化や後継者不足によって、現在は計画に沿った形になっていないというところが現状でございます。

午前中に岩瀬議員さんから重要事項というところで、私のほうから述べさせていただきましたけれども、まず後継者不足というところもございまして、人づくりが重要と捉えてございます。

こうした区画整理、インフラ整備をしても、事業者、働き手がおられませんと成果につながらないものと捉えてございますので、担い手の意欲を喚起し、農業の振興が持続できるように、支援、方策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

5 番、土井茂夫君。

○5 番（土井茂夫君） これは中山間の字で、字区域の変更という意味で、ちょっとだけお耳貸していただければありがたいんですけども、駅前にかなり飛び地がいっぱいあるんですね。須賀地区で久保とか、浜とか、あと、もっとありますね、新町とかですね。だから、そういうこともあって、また新町にも高山田というのがいっぱいありますね。浜には高山田がありまして、これも一つ字区域の変更ですから、今後検討していただければ、住民側にとってみても、かなり土地を探したり、郵便物のスムーズな配達とか、そういうのに寄与しますので、念のために私これ言っちゃった話で、多分これはいけないかどうかというところと私分らないんですけども、そういう周知をしてもらえればという意味で話させていただきました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） どうしますか、執行部のほう。ちょっと議案から。

（土井議員「答えはいいです」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） 答え要らない。そうですか。じゃ検討のほうよろしくお願いします。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第20、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業観光課長より議案の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（石井 学君） 議案第16号 指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、御宿町観光案内所の管理業務について指定管理者の指定を行うものです。

指定管理者の指定につきまして、観光案内所の管理業務を平成22年の開設から現在に至るまで一般社団法人御宿町観光協会を指定している状況です。観光協会が通常行っている観光案内やイベント情報、宿泊の紹介など観光案内所における案内業務の大半を占めており、施設運営のノウハウや情報発信など、効果的な運営が期待できることから、非公募式により観光協会を

選定いたしました。

指定管理者の候補者選定にあたり、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、去る2月4日に指定管理者選定委員会を開催し、管理能力等の内容を審査した結果、評価基準を満たしておりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせようとする公の施設の名称は、御宿町観光案内所。

内訳といたしまして、御宿駅前観光案内所及び月の沙漠複合インフォメーションとなります。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人御宿町観光協会。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6日は、午前9時半から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 4時30分)